

第2期東金市障害者計画

～ 障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり～

平成23年3月

東 金 市

はじめに

東金市は、平成13年3月に、障害をもつ人ももたない人も共に支えあいながら生活する「ノーマライゼーションのまちづくり」を基本理念とし、平成22年度までの10年間を計画期間とした「東金市障害者計画」を策定し、各種施策の推進を図ってまいりました。

この間に、障害者福祉制度は、措置費から支援費制度に移行、さらに平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害種別に関わらず一元的にサービスを提供する仕組みが創設され、障害福祉サービスの状況は大きく変化してきています。

このような状況のもと、東金市障害者計画の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や障害者福祉制度の改正、新たな課題に対応するため、平成23年度から平成32年度までの10か年を計画期間とする「第2期東金市障害者計画」を策定しました。本計画においては、保健・福祉・医療をはじめ教育、就労、社会参加、啓発・広報等の諸施策、さらには障害者自立支援法に基づくサービスなどさまざまな分野の取り組みを総合的にひとつにまとめました。今後はこの計画のもと、『障害のある人もない人も ぬくもりの地域で 共に暮らせるまちづくり』を新たな基本理念として、みなさまが愛着のある東金市で暮らせるよう努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様方、貴重なご意見、ご提言をいただきました東金市障害者計画策定委員会委員の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成23年3月

東金市長 志賀 直温

目 次

I. 計画の基本事項

(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ・概要	3
(3) 計画期間	6
(4) 計画の策定と進行管理	6

II. 障害のある人の状況

(1) 東金市の状況	7
(2) 障害者手帳所持状況等	8
(3) 障害のある人を支えるサービス等の状況	17
(4) アンケート調査からうかがえる障害のある人の状況	20

III. 東金市のめざす障害者施策の方向

(1) 計画期間の人口フレームの設定	27
(2) 取り組むべき課題と基本視点	29
(3) 東金市の障害者施策の方向	30
(4) 施策の全体像	32

IV. 基本計画

IV-1. 障害福祉サービスの推進	33
IV-2. 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る	39
IV-3. 共に育ち学び、自立する力を高める	49
IV-4. 障害に対する理解を深めて社会参加を広げる	56
IV-5. 住み馴れた地域で安心して暮らせる	72

資 料 編

I. 計画の基本事項

(1) 計画策定の背景と目的

昭和 56 年を国際連合が「国際障害者年」に定めてから、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を最も重要な考え方とし、「完全参加と平等」を目標テーマに、障害のある人に関する様々な取組みが推進されてきました。近年では、平成 18 年に国際連合で「障害者の権利に関する条約」が採決されました。

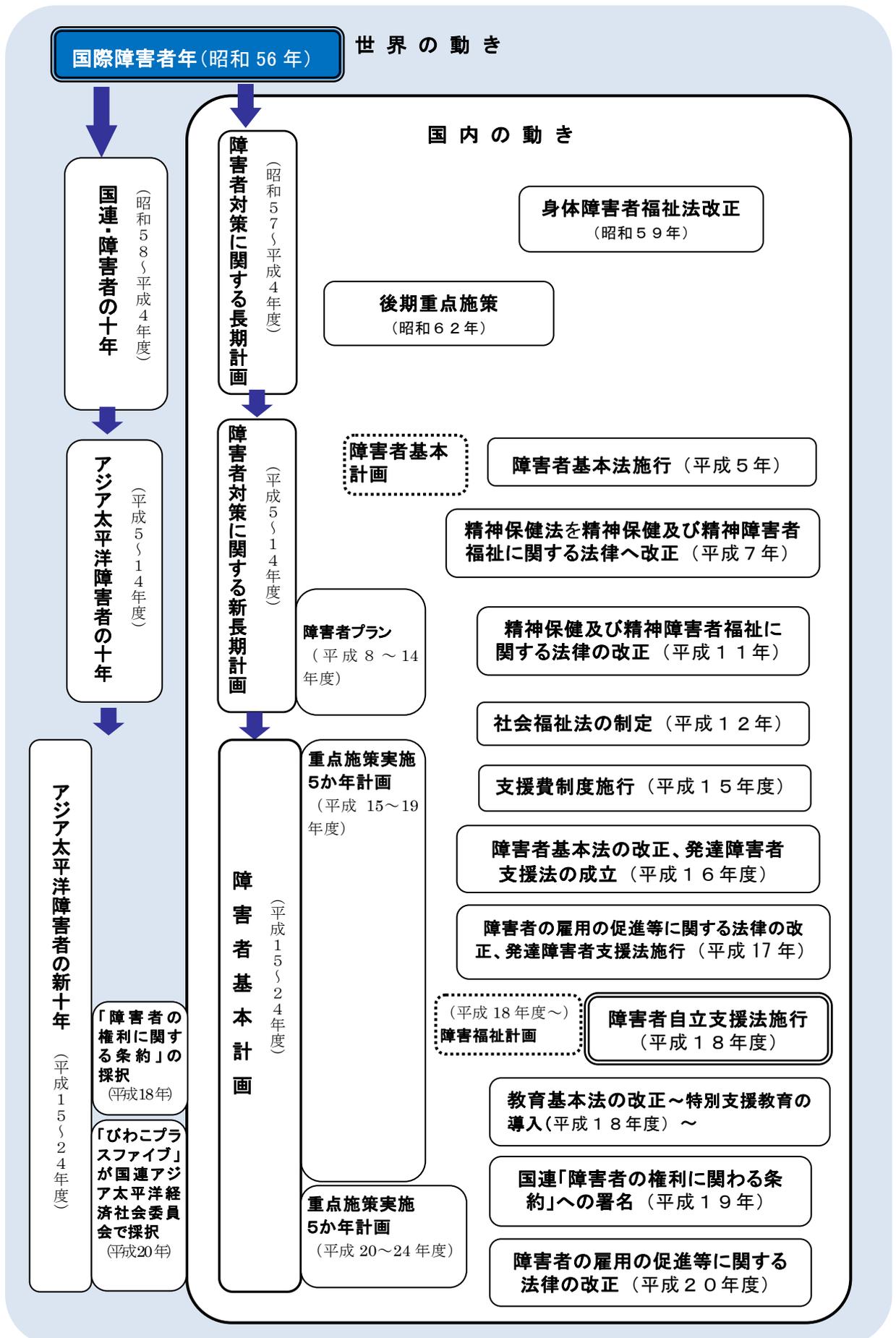
わが国においてもこのような動きを重視し、法制度の整備をはじめ、各種施策が進められてきました。昭和 57 年には「国連障害者の十年」の国内行動計画として、「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。平成 5 年には「身体障害者福祉法」を大幅に改正した「障害者基本法」が施行され、障害者の自立と社会参加の理念が打ち出されるとともに、精神障害者が生活面・福祉面の施策の対象に位置づけられました。このような動きを受けて、都道府県・市町村において具体的な計画を策定して障害者対策を推進する動きが広がってきました。その後、平成 5 年からの 10 年計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、その重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定されました。現在は、「障害者基本計画（平成 24 年度まで）」とその実施計画である「重点施策実施 5 か年計画（平成 24 年度まで）」に基づき、各種施策が進められています。

また、わが国では人口構造の少子・高齢化の進行、家庭機能や地域社会の変化、障害者の自立と社会参加の進展を背景に、福祉制度の抜本的な見直しが進められています。近年では、「発達障害者支援法」が施行（平成 17 年）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正や「障害者自立支援法」の施行（平成 18 年）などの動きがみられ、「障害者基本法」や「障害者自立支援法」の見直しについて議論も進められています。

障害のある人を取り巻く環境は、保健・福祉・医療などの制度の変化とともに、障害のある人の高齢化や介護者の高齢化や、景気低迷による雇用の問題、地域での生活への移行、発達障害など、新たに取り組むべき課題が表面化しています。

東金市では、これまで国・県の動向を踏まえながら、「東金市障害者計画～ノーマライゼーションのまちづくりのために～」を平成 12 年度に策定し、これに基づき障害者施策を推進してきました。制度やサービスなどの変化に加え、障害のある人の増加と高齢化や、家族等の高齢化もみうけられ、障害のある人を取り巻く状況も変化しています。このため、これまでの計画を点検し、今後の 10 年間の東金市の障害者施策の方向を示す計画として、「第 2 期東金市障害者計画」を策定します。

●障害者対策の動向



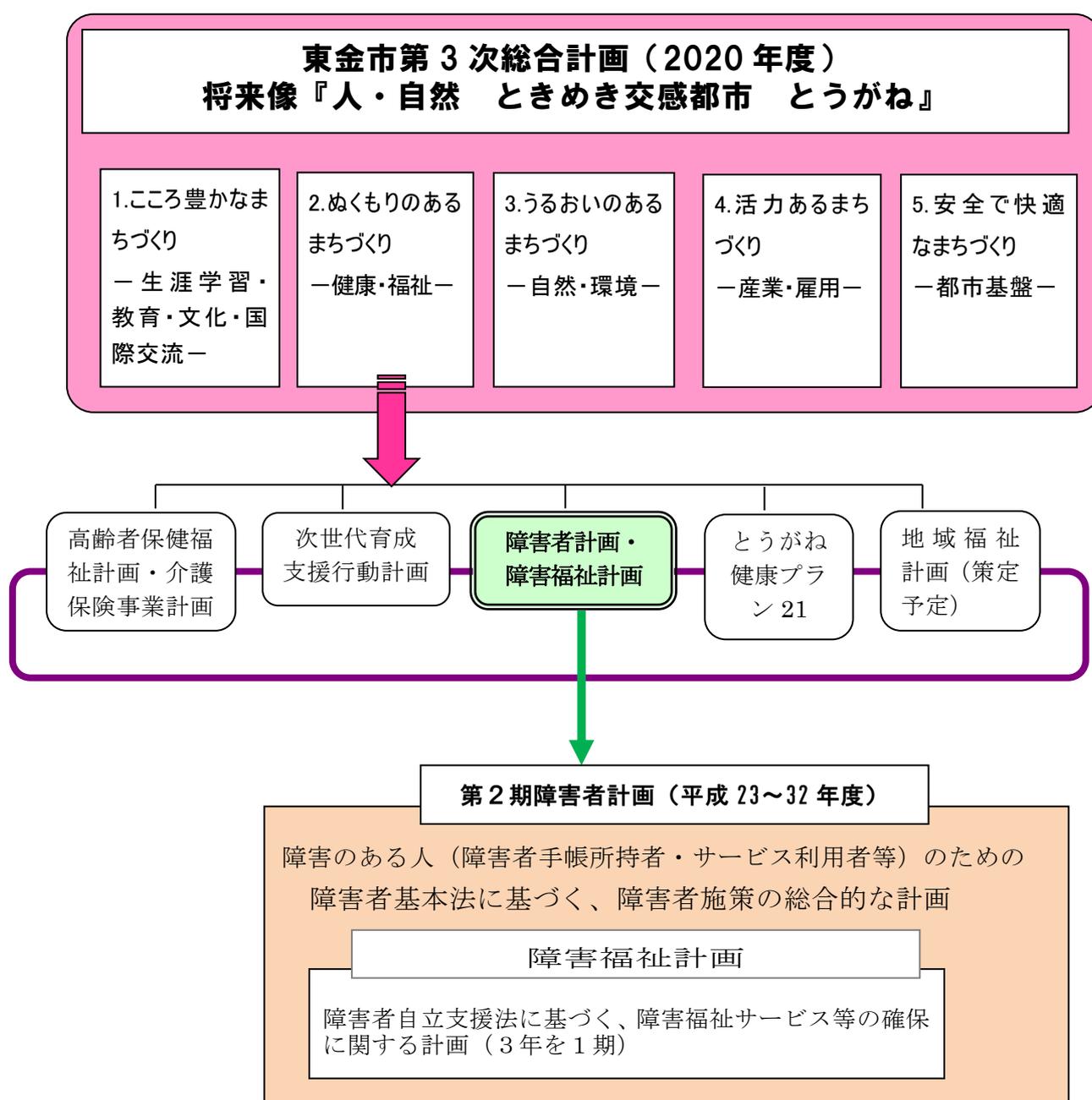
(2) 計画の位置づけ・概要

① 計画の位置づけ

本計画は、障害のある人のための総合的な計画であることから、「東金市第3次総合計画」の健康・福祉部門に位置づけられます。このため、「東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「東金市次世代育成支援行動計画」などの関連計画との連携・調整に留意して策定し、推進します。

また、国の障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画をはじめ、「第四次千葉県障害者計画（平成21～26年度）」との整合性を確保して策定し、推進します。

●上位計画・関係計画との連携



② 本計画のとらえ方

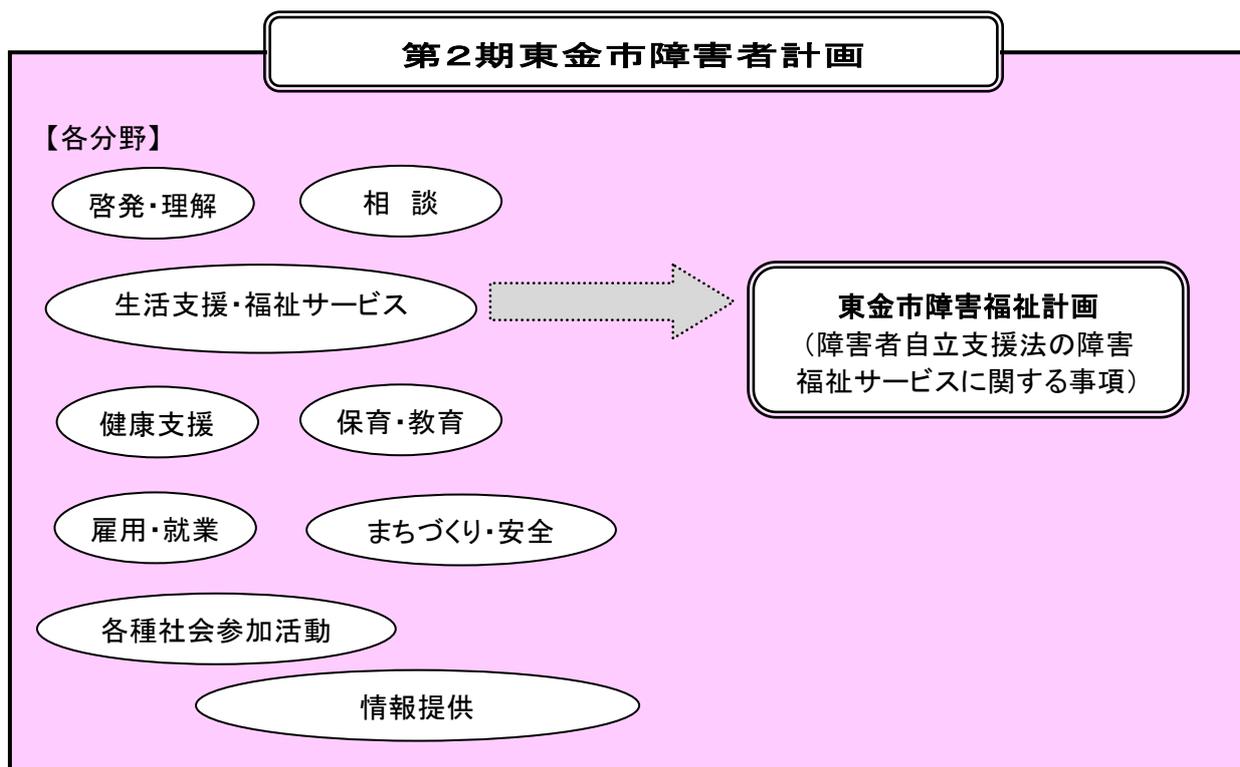
本計画は、「障害者基本法第9条第3項」に定められる法定計画であり、障害者施策の総合的な計画であることから、障害のある人の暮らしを取り巻く広範な分野を含みます。

一方、障害福祉計画は「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービスにかかる事項を示し、3年を1期に定めることとされています。

●障害者施策の法体系

障害者基本法 (障害者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (障害種別に関わりのない共通の給付等に関する事項について規定)			
身体障害者福祉法 ・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	知的障害者福祉法 ・福祉の措置 等	精神保健福祉法 ・精神障害者の定義 ・措置入院 等	児童福祉法 ・児童の定義 ・福祉の措置 等

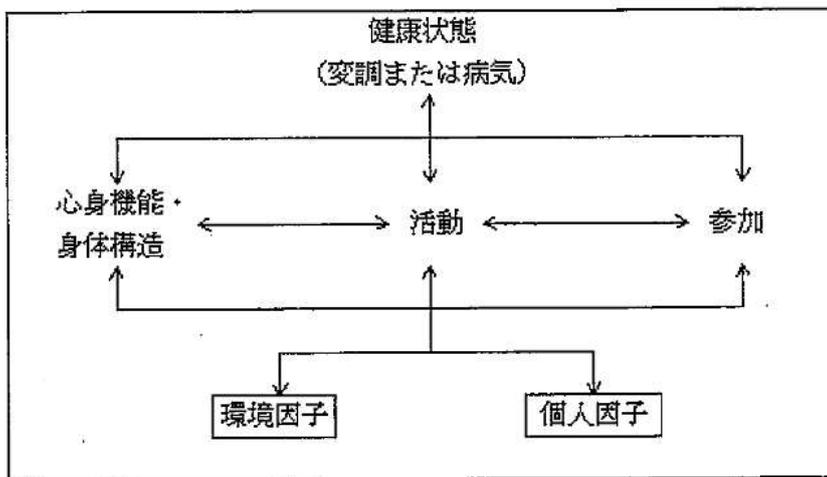
●障害者計画と障害福祉計画の関係



③ 障害のある人のとらえ方

障害のある人とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と障害者基本法第2条に示されています。難病に起因する身体上や精神上的の障害がある人、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、高次脳機能障害及びてんかんや自閉症等を有する人で、その障害により長期にわたり生活上の支障がある人等を含みます。これは、WHO（世界保健機関）が制定した国際生活機能分類で示された、狭義の病気や怪我による「障害」だけを分類するのではなく、健康状態全般を分類するという考え方に基づいたものです。（下図を参照）

●(参考)「WHO 国際生活機能分類の相互作用」



【解説】

2001年（平成13年）5月に制定された「国際生活機能分類」は、狭義の病気や怪我による「障害」だけを分類するのではなく、健康状態全般を分類し、すべての人を対象としていることが特徴です。

障害を否定的なイメージで捉えるのではなく、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」という中立的な3つの次元で捉えています。

また、障害の発生には個人の特徴だけでなく環境の影響が大きいとの認識に立って「環境因子」の分類に加え、これらの各次元や要素が相互に影響しあう「相互作用モデル」の立場をとっており、従来の医学的・不可逆的な障害観から転換しています。

（厚生労働省資料、県計画より）

(3) 計画期間

本計画は平成 22 年度に見直して策定し、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年を計画期間とし、「障害者基本法」及び「障害者自立支援法」の見直しなどの動向を踏まえ、本計画の見直しを行います。

●計画期間

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
第2期 障害者計画	策定	→ 平成 32 年度まで					
障害福祉計画	第 2 期		第 3 期		第 4 期		

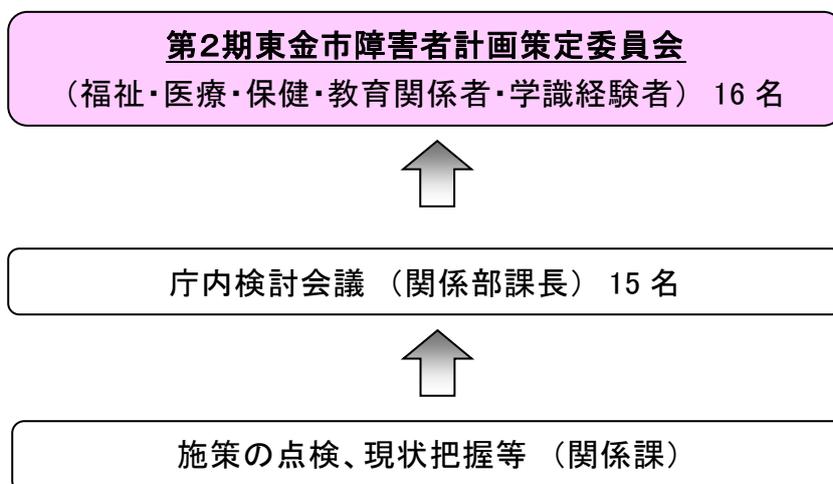
(4) 計画の策定と進行管理

計画策定にあたり、障害のある人の状況やニーズ、市民の障害福祉に関する考え等を把握し、計画の基礎資料とするため、障害者手帳所持者調査と市民調査を平成 22 年 8 月に行い、意見聴取に努めました。

そして、様々な意見を計画に反映できるように、障害者団体、市民代表、学識経験者等で構成される「第 2 期東金市障害者計画策定委員会」を組織しました。あわせて、関係課で構成する庁内検討会議で、現状把握・検討を行いながら、策定委員会で協議をしていただき、策定を進めてきました。

策定後は計画期間に着実に施策・事業が推進できるように、毎年度状況を把握します。

●策定体制



Ⅱ. 障害のある人の状況

(1) 東金市の状況

① 人口・世帯

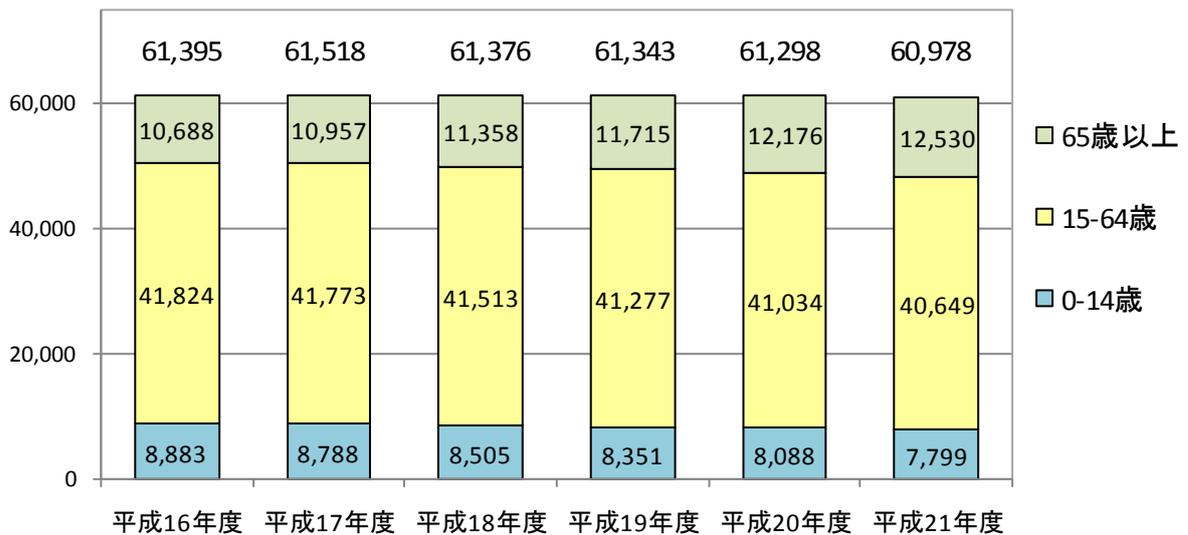
東金市の総人口は、平成20年度末までは61,000人台でしたが、平成21年度末は60,978人と微減傾向で推移しています。

また、平成21年度末（平成22年3月31日現在）の世帯数は24,224世帯で、1世帯平均人数は2.52人となっています。

人口構成は緩やかに少子化・高齢化が進行していることがうかがえます。15～64歳の生産年齢人口比率が低下し、0～14歳の年少人口比率も低下しており、平成21年度末は12.8%となっています。一方で、65歳以上の高齢者比率は毎年度上昇して、平成21年度末は20%を上回り、20.5%となっています。

●総人口・人口構成の動向

各年度末現在(人)



(%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0～14歳	14.5	14.3	13.9	13.6	13.2	12.8
15～64歳	68.1	67.9	67.6	67.3	66.9	66.7
65歳以上	17.4	17.8	18.5	19.1	19.9	20.5

[登録人口(住民基本台帳人口・外国人登録者の計)]

(2) 障害者手帳所持状況等

① 3種の障害者手帳所持者数の推移

3種の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者数の合計は、平成17年度は1,830人で、平成21年度は2,076人と、13.4%増加しています。なかでも療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の増加率が高く、平成19年度以降所持者数が増えています。

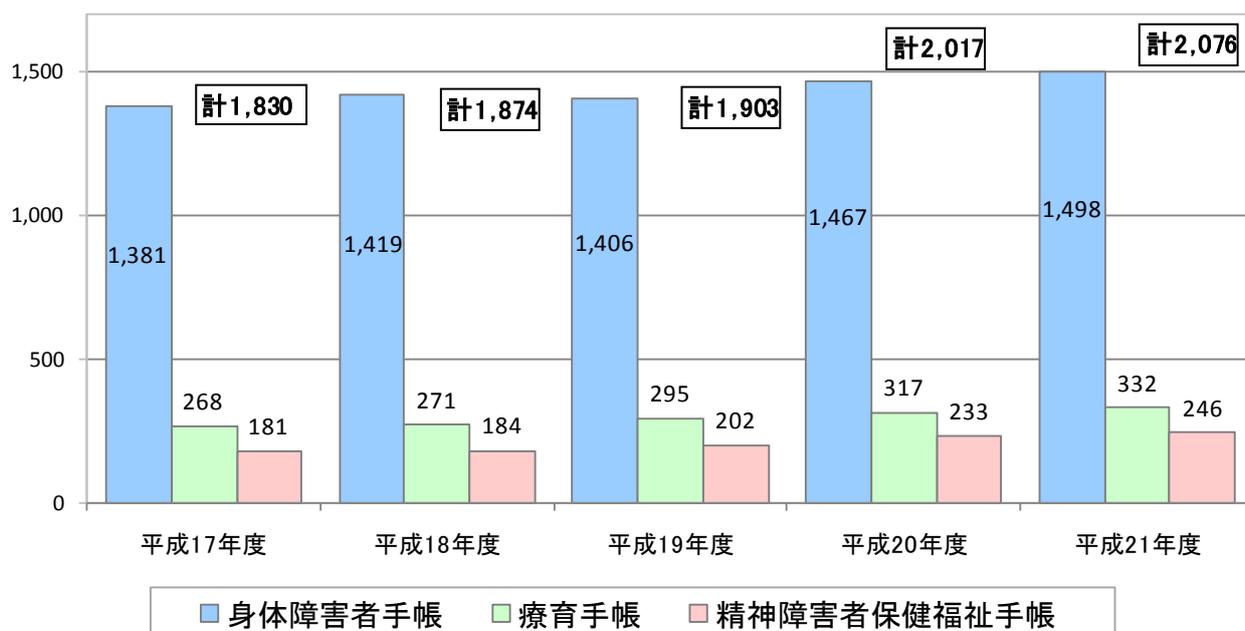
身体障害者手帳所持者数が全体の70%強を占めており、平成17年度は1,381人でしたが、平成21年度は1,498人となっています。

療育手帳所持者数は、平成21年度は332人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成19年度以降は200人を超えており、平成21年度は246人となっています。

● 障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)



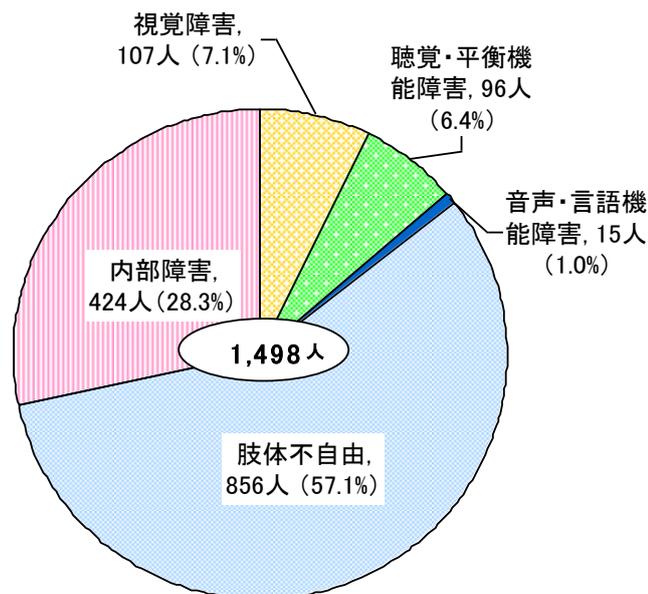
② 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 17 年度は 1,381 人、平成 21 年度は 1,498 人に増加しています。

障害種類では、「肢体不自由」が平成 21 年度は 57.1%と半数を超えており、ついで「内部障害」が多くを占めています。また、「肢体不自由」と「内部障害」の人数は、増加傾向となっています。

●障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移

	各年度末現在(人)				
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
視 覚 障 害	109	109	104	104	107
聴覚・平衡機能障害	82	82	76	86	96
音声・言語機能障害	13	16	15	14	15
肢 体 不 自 由	787	804	804	844	856
内 部 障 害	390	408	407	419	424
計	1,381	1,419	1,406	1,467	1,498



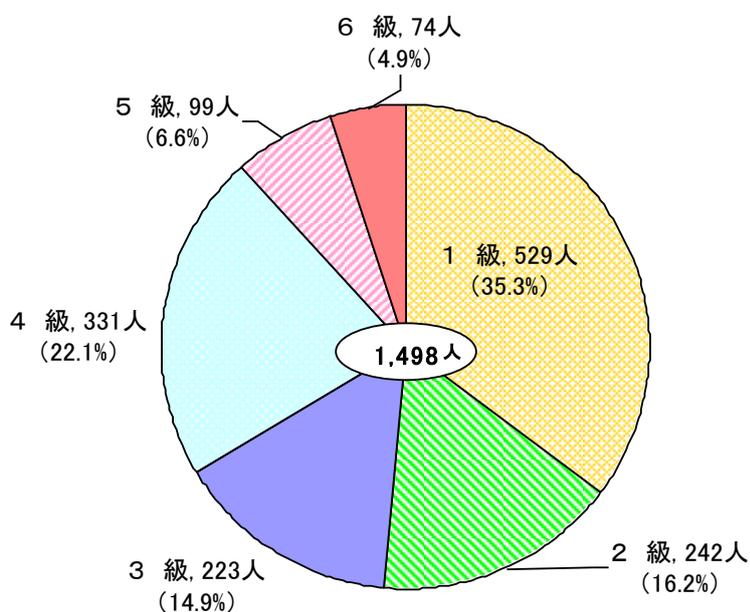
平成 21 年度末現在

平成 17 年度と平成 21 年度で等級別の所持者数をみると、1～4級の所持者数は増加しています。また、等級別の内訳では、平成 21 年度は1級が35.3%と多く、2級をあわせると重度（1・2級）が全体の 51.5%を占めています。

●等級別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 級	459	489	501	516	529
2 級	235	239	229	240	242
3 級	206	199	194	211	223
4 級	301	321	314	332	331
5 級	102	95	93	93	99
6 級	78	76	75	75	74
計	1,381	1,419	1,406	1,467	1,498

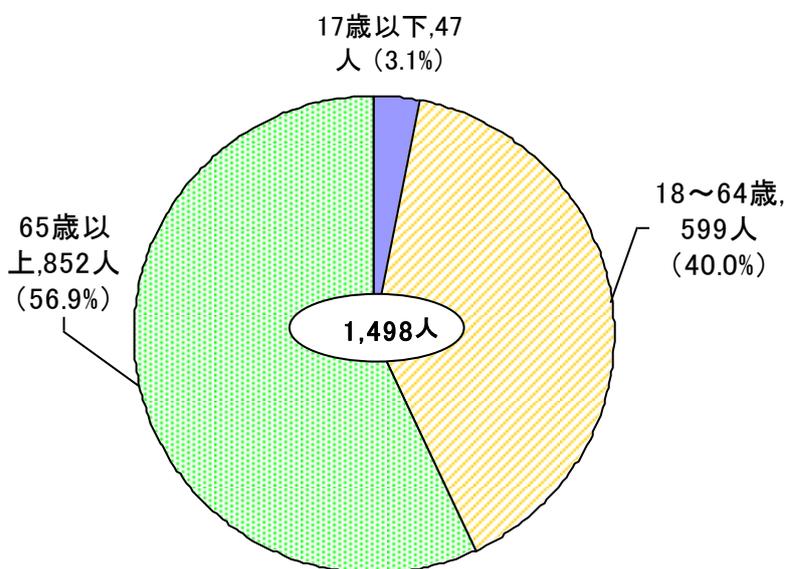


平成 21 年度末現在

平成 21 年度は 17 歳以下が 47 人、18 歳以上が 1,451 人と、18 歳以上の所持者数が全体の 96.9%を占めています。平成 17 年度と平成 21 年度を比べると、17 歳以下は大きな変化はみられませんが、18 歳以上は 123 人増えています。また、65 歳以上の所持者数が増えており、平成 20 年度は特に増え、平成 21 年度では全体の 56.9%を占めています。

●年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

	各年度末現在(人)				
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
17 歳以下	53	52	50	52	47
18～64 歳	572	585	585	583	599
65 歳以上	756	782	771	832	852
計	1,381	1,419	1,406	1,467	1,498



平成 21 年度末現在

③ 療育手帳の所持状況

平成 17 年度の所持者数は 268 人でしたが、平成 20 年度に 300 人を超えて、平成 21 年度は 332 人に増加しています。

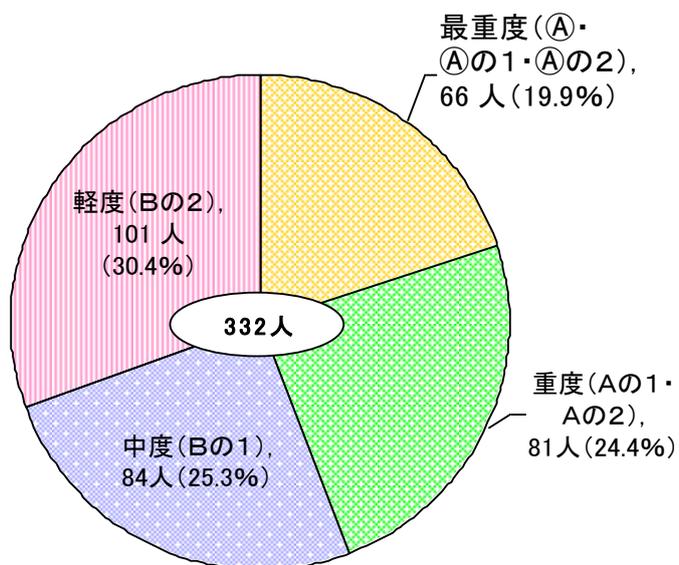
程度別では B（B の 1、B の 2）が多くを占めており、B の所持者数が年々増加しており、なかでも平成 19 年度以降、B の 2 の所持者数が増えています。最重度（㉠、㉠の 1、㉠の 2）の所持者数も平成 18 年度以降は 60 人台で微増しています。

年齢別でみると、17 歳以下の所持者数は平成 17 年度には 64 人でしたが、平成 19 年度に 80 人となり、平成 21 年度は 92 人と増加率が高くなっています。

●程度別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
㉠	19	56	20	62	21	63	22	64	23	66
㉠の 1	15		18		18		18		19	
㉠の 2	22		24		24		24		24	
A の 1	79	80	78	79	80	81	83	84	80	81
A の 2	1		1		1		1		1	
B の 1	74	132	73	130	78	151	83	169	84	185
B の 2	58		57		73		86		101	
計	268		271		295		317		332	

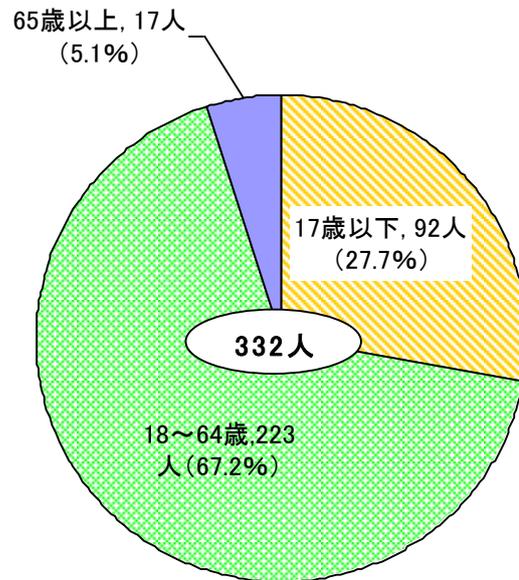


平成 21 年度末現在

●年齢別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
17 歳以下	64	64	80	87	92
18～64 歳	194	196	204	216	223
65 歳以上	10	11	11	14	17
計	268	271	295	317	332



平成 21 年度末現在

④ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況等

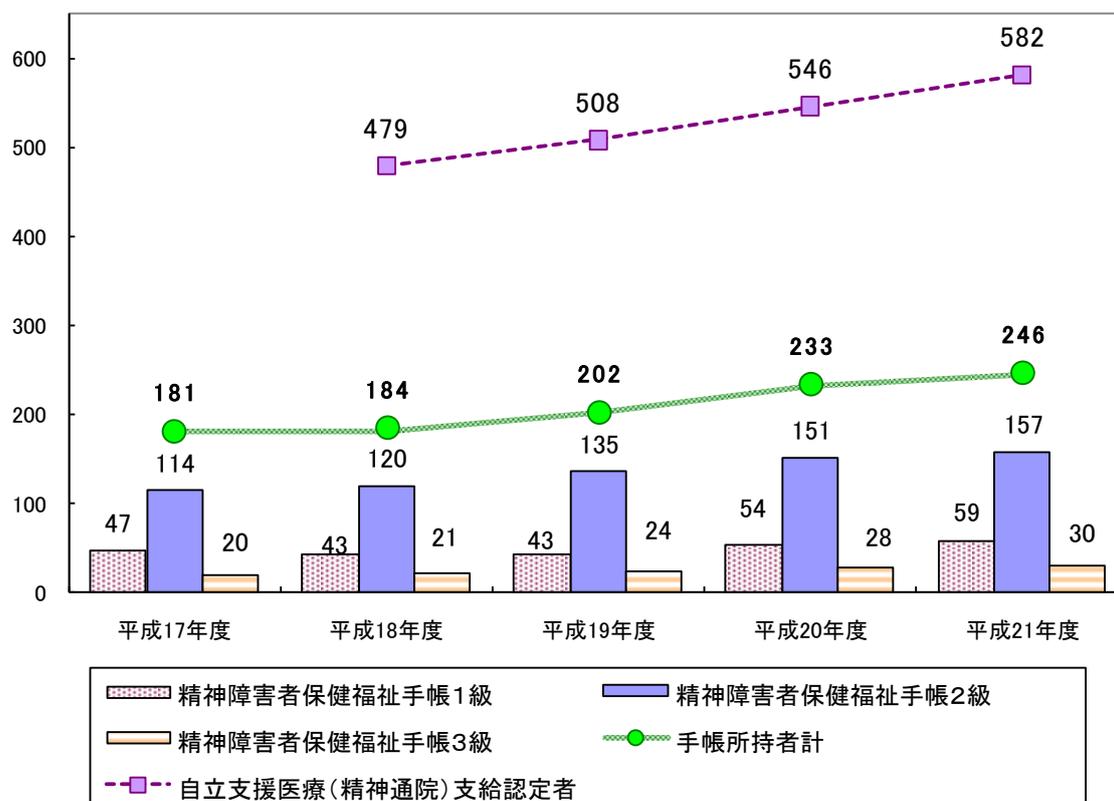
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 19 年度に 200 人を超えて、平成 21 年度は 246 人に増加しています。

等級別では 2 級が 60% 台と多くを占めており、各等級で増加がみられますが、特に 2 級の所持者数は増加率が高く、平成 20 年度以降は 150 人を超えています。年齢別では 20～69 歳が大半を占めています。

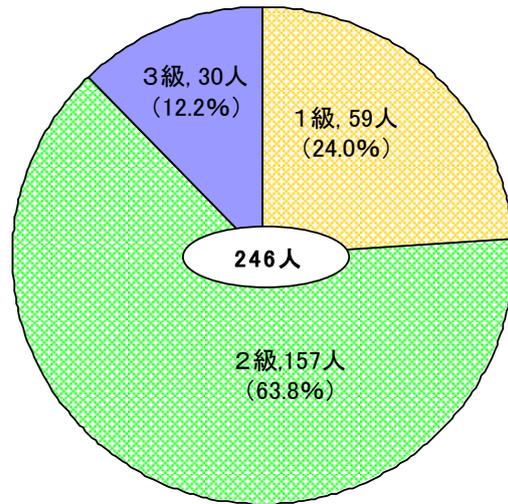
また、従来の通院医療費公費負担制度が移行して平成 18 年度から始まった自立支援医療（精神通院）の支給認定者数は、平成 19 年度に 500 人を超え、平成 21 年度は 582 人と年々増加しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移

各年度末現在(人)



●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

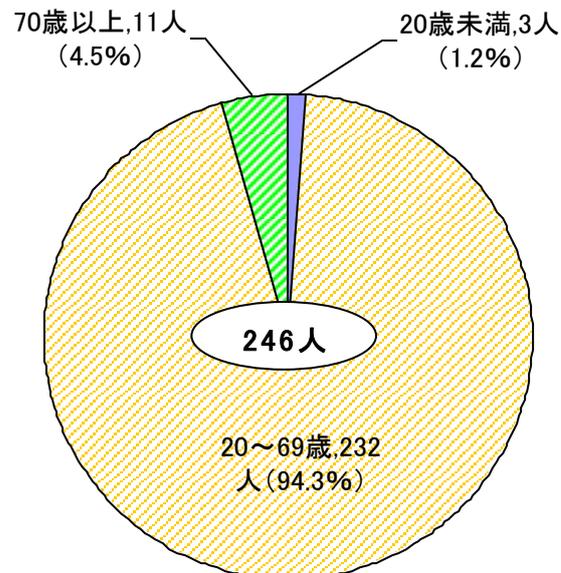


平成 21 年度末現在

●年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
20 歳未満	4	1	1	3
20～69 歳	175	193	224	232
70 歳以上	5	8	8	11
計	184	202	233	246



平成 21 年度末現在

⑤ 特定疾患治療研究費等受給状況

原因不明で治療法が未確立の疾病であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病のうち慢性的で負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、その疾病に係る医療費が一部公費負担されています。

東金市の特定疾患治療研究費受給者数は、平成17年度は244件で、平成21年度は301件と増加傾向となっています。また、小児慢性特定疾患治療研究費受給者数は、山武圏域全体で平成17年度が238件、平成21年度は197件となっています。

● 特定疾患・小児慢性特定疾患治療研究費受給者数の推移

	(件)				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定疾患治療 研究費受給者 (東金市)	244	261	295	287	301
小児慢性特定疾患 治療研究費受給者 (山武圏域)	238	262	196	198	197

〔山武健康福祉センター事業年報〕

(3) 障害のある人を支えるサービス等の状況

① 障害福祉サービスの利用状況

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスは、平成 18 年度から段階的に開始しているため、年度分の合計は平成 19 年度分から記載しています。

障害福祉サービス実支給決定者、サービス実利用者ともに増加しており、実利用者は平成 21 年度 256 人で、平成 19 年度に比べ 32%増加しています。なお、短期入所などの急な利用に備えて支給決定している方が実際のサービス利用をしていない場合等があり、実支給決定者数と実利用者数が異なっています。

●障害福祉サービスの利用者数の推移

	各年度末現在(人)		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
障害福祉サービス実支給決定者	284	312	346
障害福祉サービス実利用者	194	211	256

施設入所や居宅介護などの自立支援給付サービスと、移動支援や日中一時支援、日常生活用具等の給付などの地域生活支援事業は、ともに延利用件数が増加傾向で推移しており、平成 19 年度に比べて平成 21 年度は自立支援給付サービスが 22.5%増、地域生活支援事業が 32.8%増となっています。

●障害福祉サービス利用件数の推移

	各年度累計(延件)		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
自立支援給付	3,609	4,027	4,420
地域生活支援事業	1,947	2,007	2,585

地域生活支援事業で、相談支援事業及び手話通訳者設置事業の実績は除く。

② 医療費の助成

従来の更生医療と育成医療、精神障害者通院医療は、平成 18 年4月より障害者自立支援法施行により一本化されて自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）となり、医療費の原則 1 割負担となりました。ただし、所得等に応じて利用負担の上限が設定され、激変緩和措置などが講じられています。自立支援医療給付件数は年々増加しており、精神通院医療給付件数は、平成 18 年度は 479 件でしたが、平成 21 年度は 582 件となっています。更生医療給付件数は平成 18 年度が 11 件でしたが、平成 21 年度は 31 件になっています。育成医療給付件数は、平成 18 年度 41 件から平成 21 年度は 29 件となっています。

また、重度心身障害者医療費の助成件数も増加しており、平成 18 年度は延 9,206 件でしたが、平成 21 年度は延 10,000 件を超えています。

●自立支援医療給付、重度心身障害者医療費助成の状況

(件)

種類	給付要件・概要等	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
自立支援医療 (精神通院 医療)	精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する方に対し、必要な医療の給付を行う。	479	508	546	582
自立支援医療 (育成医療)	18 歳未満で身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	41	26	24	29

[山武健康福祉センター事業年報]

種類	給付要件・概要等	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
自立支援医療 (更生医療)	18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う。	11	24	27	31
重度心身障害者医療費 助成制度	1・2級の身体障害者、重度の療育手帳所持者又はその保護者に対し、医療保険対象医療費・薬剤の一部負担金、入院時の食事療養費(平成 19 年7月まで)、助成申請書の証明経費を助成する。	延 9,206	延 9,804	延 9,915	延 10,377

③ 福祉手当

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障害のある人の自立生活の基盤の確立を図るため、各種福祉手当を支給しています。支給人数は全体的に微増しています。

また、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当を支給しています。

●各種福祉手当支給状況

(人)

	支給要件・概要等	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
特別障害者 手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳以上の重度障害者に支給を行う。	56	49	57	61
障害児福祉 手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の方に支給を行う。	48	48	56	66
特別児童扶養 手当	知的または身体に障害(中程度以上)を有する20歳未満の障害児を扶養している方に支給を行う。	84	83	87	92
在宅重度知的 障害者及びね たきり身体障 害者福祉手当	20歳以上の療育手帳所持者で程度が重度以上と判定された方、障害者相談センター所長の発行する判定書において重度と判定された知的障害者または介護する家族、自宅において概ね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排泄等の日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の身体障害者又は介護する家族で、障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給を受けていない方に支給を行う。	38	36	37	36

④ 障害者相談員

県が身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱しており、3人の身体障害者相談員と、2人の知的障害者相談員が、地域の相談に対応したり、県で実施される研修等に参加されています。

●障害者相談員

各年度末現在(人)

(県事業)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
身体障害者相談員	3	3	3	3
知的障害者相談員	2	2	2	2

(4) アンケート調査からうかがえる障害のある人の状況

① アンケート調査概要

調査票は2種類とし、障害者手帳所持者調査は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持されている市民から1,045人を抽出しました。市民調査は500人を無作為抽出しました。

平成22年8月6日から27日を調査期間として、郵送により配布・回収を行いました。

●平成22年度に実施したアンケート調査の概要

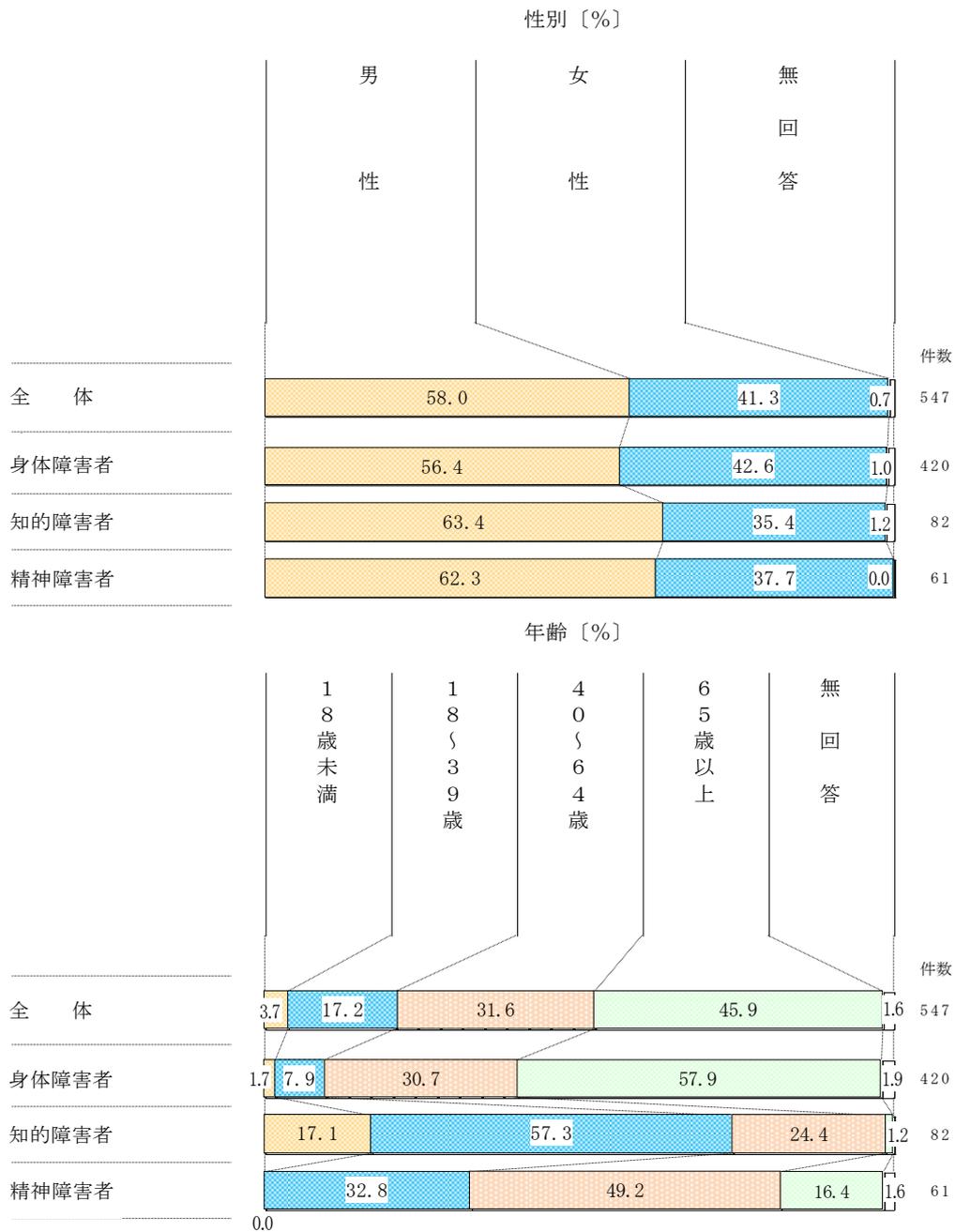
対象	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
件数	1,527件	322件	235件	2,084件
抽出数 (抽出率)	765件	160件	120件	1,045件 (50.1%)

回答状況	障害者手帳所持者調査	市民調査	合計
調査数	1,045件	500件	1,545件
回答数	547件	203件	750件
回答率	52.3%	40.6%	48.5%

② 性別・年齢

平成22年度に実施したアンケート調査では、547人の回答者の性別は、「男性」が58%とやや多く、知的障害者と精神障害者は「男性」が60%を超えています。全体では「65歳以上」が46%、「40～64歳」が32%を占めています。身体障害者は「65歳以上」が58%と多く、知的障害者は「18～39歳」が57%、精神障害者は「40～64歳」が49%と多くなっています。回答者の平均年齢は全体では58.0歳で、身体障害者は平均64.3歳、知的障害者は平均30.8歳、精神障害者は平均48.2歳と、身体障害者の平均年齢が最も高くなっています。

●回答者の性別・年齢(アンケート調査)

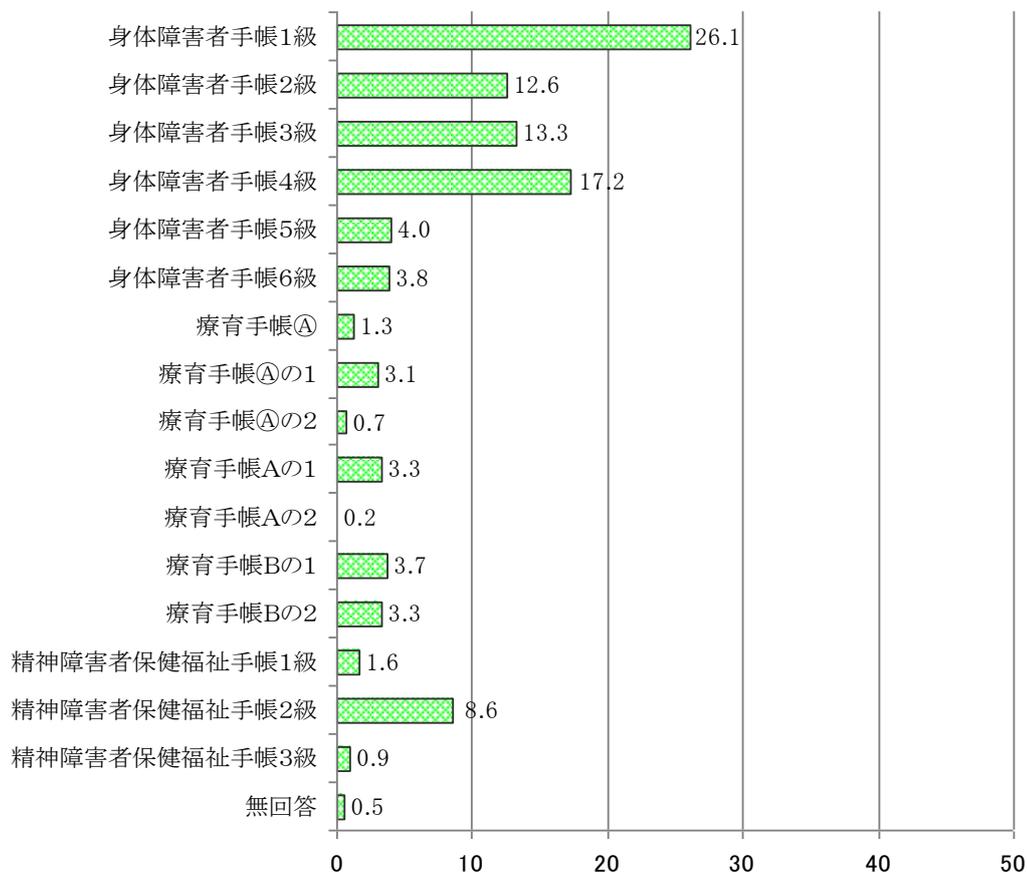


③ 障害の状況

障害者手帳の所持状況は、障害種類・程度について延 568 件（無回答 3 件を除く）の回答がありました。所持する障害者手帳は、身体障害者手帳が多くを占めています。身体障害者手帳では最重度の「身体障害者手帳 1 級」が多くなっています。また、知的障害者は全体の 15%程度で、「療育手帳 B の 1」がやや多いものの、「療育手帳 B の 2」「療育手帳 A の 1」「療育手帳 A の 1」も同程度みられます。精神障害者は 10%程度で、「精神障害者保健福祉手帳 2 級」が多くなっています。また、複数の障害者手帳を所持している回答者が 4%（20 件）みられます。

●回答者の障害者手帳の所持状況(アンケート調査)

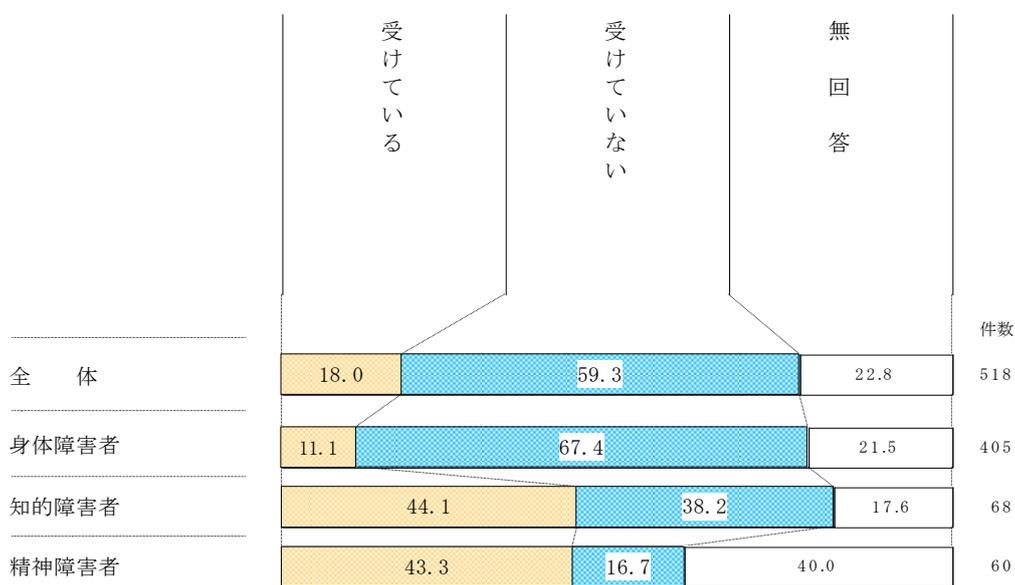
障害者手帳の種類・程度〔%・複数回答〕



障害者自立支援法に基づき、障害程度区分を認定されている回答者は、全体の18%（児童は除く）となっています。知的障害者と精神障害者は障害程度区分の認定を「受けている」が40%強となっています。

●障害程度区分の認定状況(アンケート調査)

障害程度区分の認定〔%〕



④ 住まい・世帯の状況

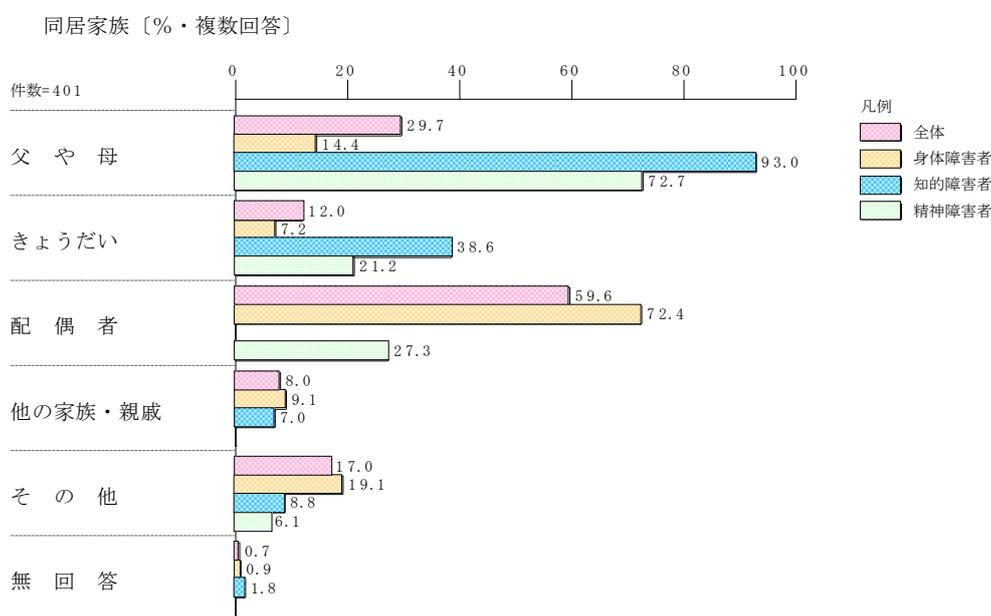
全体の73%が「自宅で家族等と暮らしている」と回答しており、障害種別でも「自宅で家族等と暮らしている」が最も多くなっています。その他の住まいとして、「自宅でひとり暮らし」が身体障害者で17%、精神障害者では25%回答されており、知的障害者は「障害のある人のための施設」が21%回答されています。

また、家族等と暮らしている回答者が同居している家族は、身体障害者は「配偶者」が72%と特に多く、年齢層の低い回答者が多い知的障害者は、「父や母」が93%に上り、次いで「きょうだい」が39%となっています。精神障害者も「父や母」の割合が73%と多くなっています。

●現在の住まいと同居している家族(アンケート調査)

(%)

	自宅でひとり暮らし	自宅で家族等と暮らしている	障害のある人のための施設	グループホーム、ケアホーム	その他・無回答
全体	16.1	73.3	3.8	0.9	5.9
身体障害者	17.4	76.0	1.2	0.2	5.2
知的障害者	2.4	69.5	20.7	1.2	6.2
精神障害者	24.6	54.1	3.3	4.9	13.1

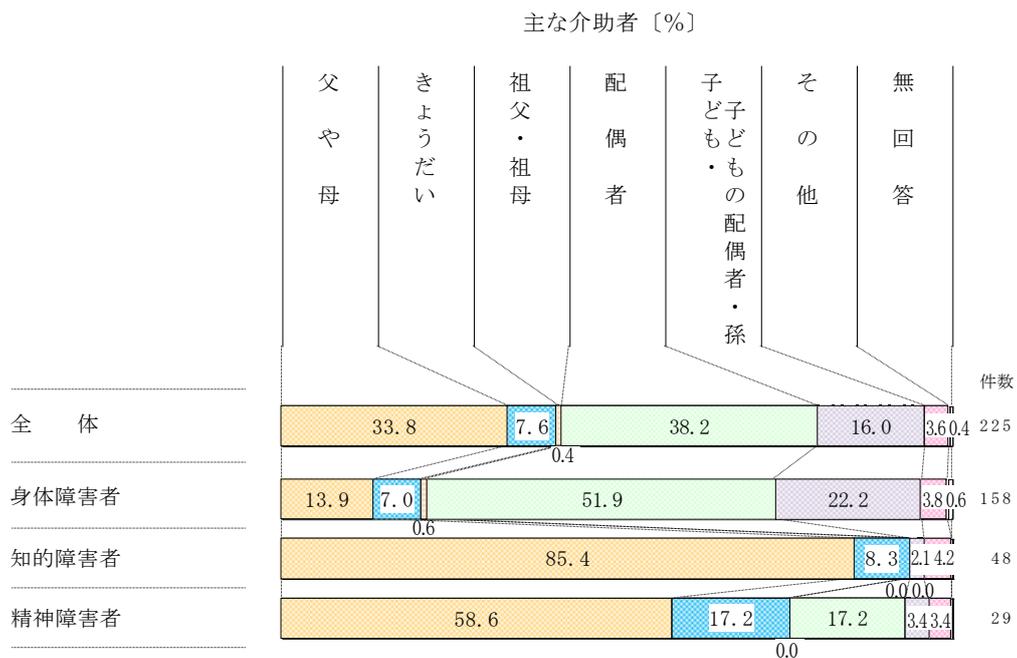
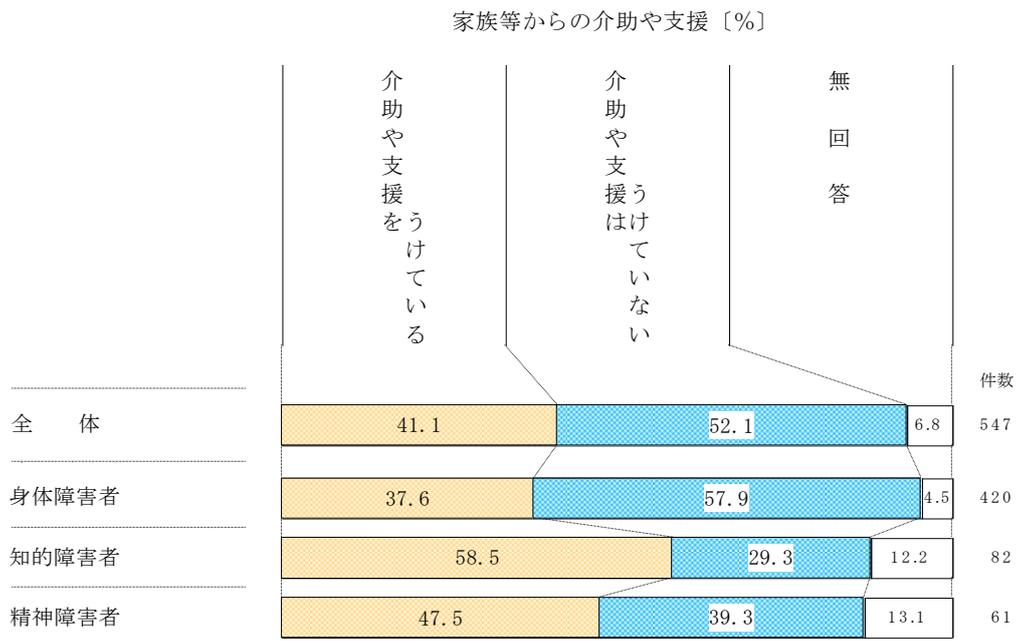


⑤ 介助・支援の状況

知的障害者は、「介助や支援をうけている」が59%と高く、精神障害者は48%、身体障害者は38%となっています。

家族等から介助や支援を受けている回答者の主な介助者は、身体障害者は、「配偶者」が52%、知的障害者は85%が「父や母」と回答しています。精神障害者は件数が少なく、「父や母」が59%、「きょうだい」「配偶者」がともに17%となっています。

● 介助や支援の有無と主な介助者(アンケート調査)



⑥ 障害のある人が暮らしやすいまちづくり

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めていくために必要なこととして、「相談体制の充実」が障害者手帳所持者・一般市民ともに多く回答されています。「職業訓練の充実や働く場所の確保」は一般市民の回答率が高くなっており、手帳所持者は高齢の回答者が多いことなどから、一般市民の回答率よりも低くなっています。

●障害のある人が暮らしやすいまちづくりに必要なこと(上位6位・複数回答)(アンケート調査)

	手帳所持者	一般市民
1位	相談体制の充実 (50.6)	相談体制の充実 (56.2)
2位	サービス利用手続きの簡素化(43.0)	在宅生活のための保健・医療・福祉サービスの充実(40.9)
3位	在宅生活のための保健・医療・福祉サービスの充実(36.2)	職業訓練の充実や働く場所の確保(34.0)
4位	行政からの福祉に関する情報提供の充実(35.3)	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上(32.0)
5位	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上(20.1)	サービス利用手続きの簡素化(31.5)
6位	災害や緊急時の避難支援体制の整備(17.4)	行政からの福祉に関する情報提供の充実(30.0)

(%)

Ⅲ. 東金市のめざす障害者施策の方向

(1) 計画期間の人口フレームの設定

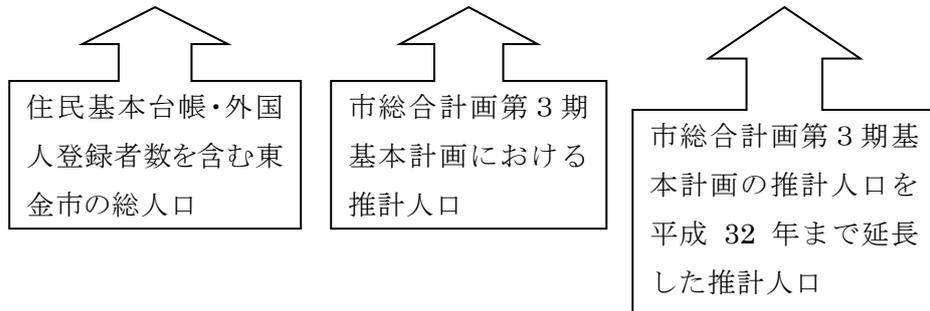
① 総人口の推計

近年の東金市の登録人口（各年4月1日を基準）を基に、男女別・年齢別の集団の近年5年間の平均変化率の動向から推計された計画期間の総人口は、平成27年が60,047人と市第3次総合計画第3期基本計画において示されています。本計画の目標年度は平成32年度であることから、市第3次総合計画第3期基本計画における推計人口を、同じ変化率で平成32年までにすると、総人口は58,231人と推計されます。

●計画期間の推計人口(各年4月1日)

(上段:人口、下段:総人口に占める構成比)

	平成22年実績	平成27年推計	平成32年推計
0～14歳	7,799人 (12.8%)	7,166人 (11.9%)	6,584人 (11.3%)
15～64歳	40,649人 (66.7%)	37,831人 (63.0%)	34,661人 (59.5%)
65歳以上	12,530人 (20.5%)	15,050人 (25.1%)	16,986人 (29.2%)
合計	60,978人 (100.0%)	60,047人 (100.0%)	58,231人 (100.0%)



② 障害者手帳所持者数の推計

平成 22 年 4 月 1 日現在、3 種の障害者手帳所持者数は 2,076 人で、総人口に占める割合（出現率）は 3.4%となっています。

障害者手帳所持者の年齢別・種類別の出現率と過去 5 年間の平均増加率を加味して、計画期間の障害者数を推計します。

総人口は微減傾向が見込まれますが、障害者手帳所持者数は、高齢化と障害者手帳の認知が進むことにより所持する割合は緩やかに上昇し、微増傾向が見込まれます。

●計画期間の年齢別・種類別推計障害者数(各年4月1日)

(人)

		平成 22 年 実績	平成 27 年 推計	平成 32 年 推計
身体障害 者手帳	0～17 歳	47	38	30
	18～64 歳	599	574	559
	65 歳以上	852	1,038	1,274
	計	1,498	1,650	1,863
療育手帳	0～17 歳	92	100	117
	18～64 歳	223	233	250
	65 歳以上	17	23	35
	計	332	356	402
精神障害 者保健福 祉手帳	20 歳未満	3	3	5
	20～69 歳	232	275	305
	70 歳以上	11	18	25
	計	246	296	335
合 計		2,076	2,302	2,600

(2) 取り組むべき課題と基本視点

●取り組むべき課題と基本視点の整理

アンケート調査等からみられる課題

基本とする視点

課題1 障害の種類や年齢によって必要な支援、ニーズが異なる。
→相談なども多様化し、専門性が求められている。相談窓口がわからないなど。

基本視点1
成長段階（ライフステージ）でとらえる視点

課題2 サービスを近くで利用できない、土・日曜日に利用しにくい、グループホームが少ないという意見があげられている。
→サービス提供体制、相談支援の充実が課題である。

基本視点2
障害の個性による違い・その人を取り巻く環境からとらえる視点

課題3 現在は家族と暮らし、家族が支援や介助をしている様子うかがえるが、今後のことを心配しているという意見がみられる。
→障害のある本人と家族等の介助者の高齢化で介助の問題が深刻化。知的障害者の親亡き後の暮らしへの不安、老々介護のこと。

基本視点3
障害のある人の日常生活を総合的に支えるという視点

課題4 買物・通院など日常生活のこと、移動・生活環境に関する不安。
→移動手段、まちづくりなどの取組みとの関連。核家族化・高齢化などによる家庭の支援力の低下。

基本視点4
障害が身近な課題であることを地域が理解して関わる視点と障害のある人の積極性を重視する視点

課題5 障害をもつ人側の「障害について理解してほしい」、障害のない人の「障害についての理解を深めるべき」「ボランティア活動などを知らせてほしい」という意見をつなぐ必要がある。
→障害についての理解、多様な社会参加を促進するために重要。

(3) 東金市の障害者施策の方向

① 計画の基本理念

「ノーマライゼーションのまちづくり」を目標に進めてきた経緯をふまえ、この考え方をさらに進めていくことを重視するとともに、市第3次総合計画の健康福祉分野の目標である「ぬくもりのあるまちづくり」の実現をめざして、本計画の基本理念を『障害のある人もない人も ぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり』とします。

そして、障害のある人もない人も共に愛着のある東金市で暮らせるように、障害のある人を支える施策・事業の推進を図るとともに、市行政と市民が協働でぬくもりのある地域づくりに取り組んでいきます。

●本計画の基本理念

障害のある人もない人も ぬくもりの地域で
共に暮らせるまちづくり

② 基本目標

基本理念のもと、5つの基本目標により具体的に推進していきます。

基本目標1 障害福祉サービスの推進

障害のある人の自立した生活を支援するため、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスを推進します。

基本目標2 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

地域で自立した生活を送れるように、相談から必要なサービスの利用まで適切な対応ができるように、連携のとれた支援体制の確立をめざします。また、障害のある人と家族からの相談への対応と情報提供の充実により、障害のある人と家族が安心できるように取り組みます。

基本目標 3 共に育ち学び、自立する力を高める

子どもの健やかな成長を支援するなかで、発育・成長の状況を把握する乳幼児健診や健康相談の役割は重要であり、支援が必要な子どもそれぞれにあった相談・指導の体制を確保して、健やかな成長を支援することが目標です。そして、障害の有無に関わらず共に育ち学び、自立する力を高められるように、教育環境の向上と子どもの個性・可能性を伸ばせる保育・教育を推進します。

基本目標 4 障害に対する理解を深めて社会参加を広げる

働くこと、人とふれあうこと、自らの関心のある活動に参加することは、障害の有無に関わらず人の暮らしを豊かにする大きな要素です。障害のある人ない人、様々な人とのふれあいが、障害についての理解を深める機会になることから、就業の場、各種社会活動の場と機会づくりを進め、社会活動への参加を促進します。

基本目標 5 住み馴れた地域で安心して暮らせる

障害のある人が活動する上での障壁（バリア）が取り除かれ、全ての市民が暮らしやすいまちをめざし、公共施設、道路、居住環境について、必要性・緊急性を踏まえながら、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進します。

また、障害のある人とその家族にとっては、災害に対する不安は増大しているため、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者対策などの地域防災活動を推進し、住み馴れた地域で安心して暮らせる とうがね をめざします。

(4) 施策の全体像

幅広い分野の施策が連携しあって、障害のある人を支える取組みとなるように推進します。

●障害者施策の全体像

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

障害のある人もない人も
ぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり

1. 障害福祉サービスの推進

【第2期障害福祉計画
(平成21~23年度)】

- (1)障害福祉サービス・相談支援事業
- (2)地域生活支援事業

2. 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

- (1)暮らしを支える体制の充実
- (2)健康支援と各種福祉サービスの推進
- (3)推進体制の確保

3. 共に育ち学び、自立する力を高める

- (1)子どもの障害の早期発見
- (2)療育の推進
- (3)保育・教育の推進

4. 障害に対する理解を深めて社会参加を広げる

- (1)就業の促進
- (2)多様な社会参加活動の促進
- (3)相互理解と啓発の推進
- (4)ボランティア活動の活性化

5. 住み馴れた地域で安心して暮らせる

- (1)ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
- (2)活動しやすいまちづくり
- (3)安心して暮らせる地域づくり

IV. 基本計画

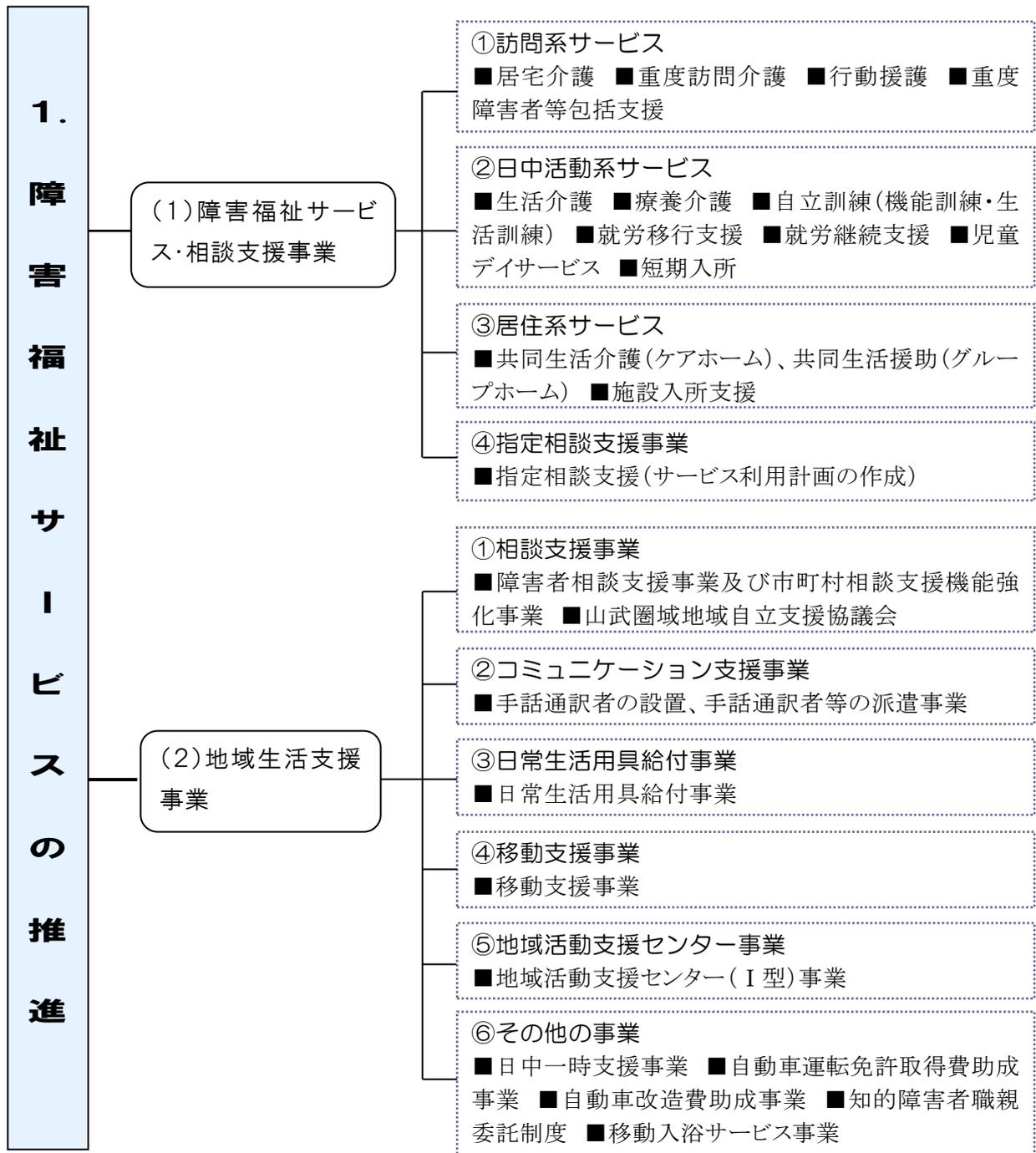
IV-1. 障害福祉サービスの推進

目標達成のための取組み方向

【基本目標】

【基本施策】

【施策・事業】



(1) 障害福祉サービス・相談支援事業

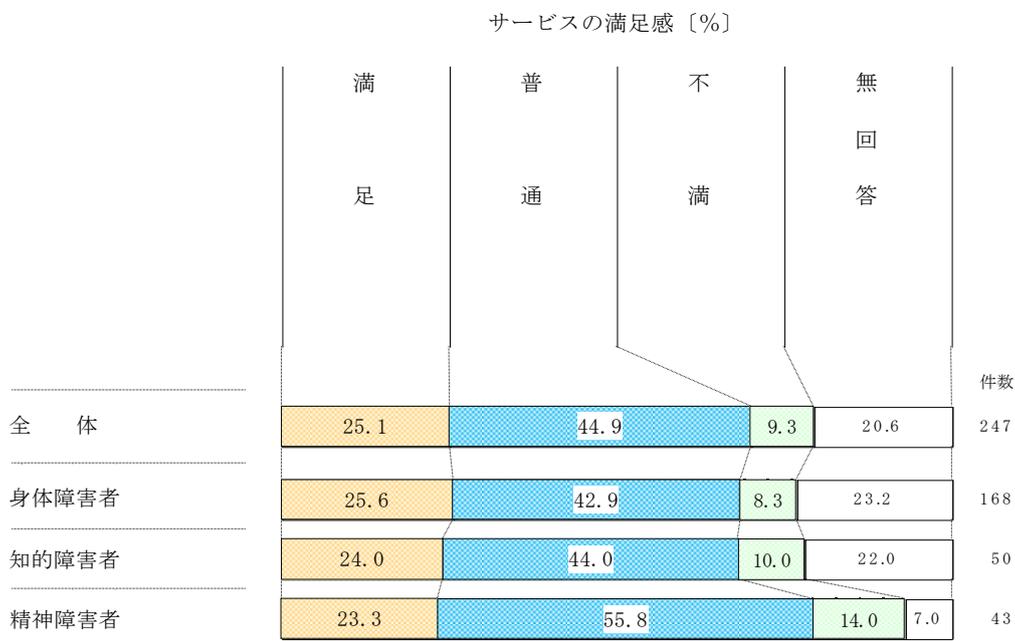
現状・課題

障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は3年毎に策定するもので、現在は第2期計画期間（平成23年度まで）となっており、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスを推進していきます。

平成18年度から障害者自立支援法が施行されて以降、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用者及び利用件数は年々増加しており、サービスの定着が進んできているものと考えられます。アンケート調査は65歳以上の回答者が多いことから、障害福祉サービスの利用率は低いものの、利用している回答者では、サービスの満足度については、45%が「普通」、25%が「満足」と回答しており、10%弱の「不満」の回答者では、サービスの量や質が本人の希望にあわない、受けられるサービスが少ないなど、サービス利用が広がっている一方で提供体制などについての意見がみられます。

今後の障害福祉計画の見直しにあたっては、制度の見直しなどの動向と今回のアンケート調査結果を踏まえて、見込み量や供給方策を検討していきます。

●利用している障害福祉サービスに対する満足度(アンケート調査)



① 訪問系サービス

■居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行うもので、在宅での生活を支えるサービスの一つとして継続して実施し、利用を促進します。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅での入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援等を行うものであり、継続して実施します。

■行動援護

知的障害または精神障害によって、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動の支援を行うもので、継続して実施します。

■重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもので、継続して実施します。

② 日中活動系サービス

■生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。入所者や通所者の日中の過ごし方の一つとして、継続して実施します。

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行うものであり、継続して実施します。

■自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものであり、継続して実施します。

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものであり、継続して実施します。

■就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。日中の過ごす場所として、また訓練の場として利用が増えており、利用状況等を踏まえながら継続して実施します。

■児童デイサービス

障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うものです。市内の事業所を中心に利用が増えており、利用状況等を踏まえながら継続して実施します。

■短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行うものです。介護者の負担軽減等にもつながるものでもあり、適切な利用が促進されるように継続して実施します。

③ 居住系サービス

■共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)

ケアホームは夜間・休日、共同で生活を行う住居で入浴・排泄・食事等の介護を行い、グループホームは夜間・休日、共同で生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うものです。グループホーム等の運営費の一部支援等を継続して行い、今後の利用ニーズや参入意向等を把握しながら利用が促進されるよう努めます。

■施設入所支援

障害者支援施設で夜間や休日に入浴・排泄・食事等の介護を行うものです。(一部旧法における入所支援の経過措置を含む。)継続して実施するとともに、入所の手続き、利用者の状況把握など適切な対応に努めます。

④ 指定相談支援事業

■指定相談支援(サービス利用計画の作成)

入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援を必要とする者、単身世帯等で自らサービスの利用調整が困難で計画的な支援を必要とする者などが障害福祉サービスを利用する場合に、相談支援専門員がサービス利用計画を作成し、計画に基づきサービスが円滑に利用できるように支援するもので、継続して実施します。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

■障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業

地域活動支援センター I 型事業所に委託して実施しており、障害のある人からの相談に対応するとともに、医療・福祉及び社会基盤との連携強化のための調整等を図っています。利用者は増加傾向であり、市・相談支援事業所・関係機関との連携の強化を図ります。

■山武圏域地域自立支援協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制について協議を行うため、山武圏域で山武圏域地域自立支援協議会を設置しています。個別支援会議等から把握された地域課題を、市町や相談支援事業者が連携しながら検討し、改善・解決を図るものとして継続して実施します。

② コミュニケーション支援事業

■手話通訳者の設置、手話通訳者等の派遣事業

各種手続きや相談において聴覚障害者、音声・言語機能障害者が円滑な意思の疎通を図れるように支援するため、社会福祉課窓口にて、手話通訳者を毎週木曜日に設置し、また手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣をしています。今後も継続して実施するとともに、手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣について周知を図ります。

③ 日常生活用具給付事業

■日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障のある障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付しています。今後も継続して実施するとともに、制度の周知に努めます。

④ 移動支援事業

■移動支援事業

移動に困難な障害のある人が、社会生活に必要な外出及び余暇活動その他社会参加のための外出に係る移動を支援するもので、日常生活と社会参加を支援するサービスとして継続して実施します。

⑤ 地域活動支援センター事業

■ 地域活動支援センター（I型）事業

利用者に創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進など多様な活動の場を設け、地域生活の内容の充実をめざすことを目標に実施されており、山武圏域内1か所に委託して実施しています。地域活動支援センターI型事業では、相談支援事業とともに、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び社会基盤との連携強化のための調整、地域住民との交流、理解促進のための啓発等を含めての実施を継続します。

⑥ その他の事業

■ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援するもので、障害のある児童・生徒の放課後過ごす場としても利用されており、継続して実施します。

■ 自動車運転免許取得費助成事業

就業等社会参加の促進を図るため、自動車運転免許を取得する場合に要する費用の一部を助成するもので、今後も継続して実施します。

■ 自動車改造費助成事業

就業等社会参加の促進を図るため、重度の肢体不自由者が自動車の運転操作をしやすくするための改造をする際、改造費の一部を助成するもので、今後も継続して実施します。

■ 知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意のある事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に福祉の向上を図ることを目的とする制度です。その他、県では精神障害者のために、社会適応訓練事業として協力事業所の確保を行っており、県と連携しながら、利用が広がるように支援します。

■ 移動入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するもので、今後も継続して実施します。

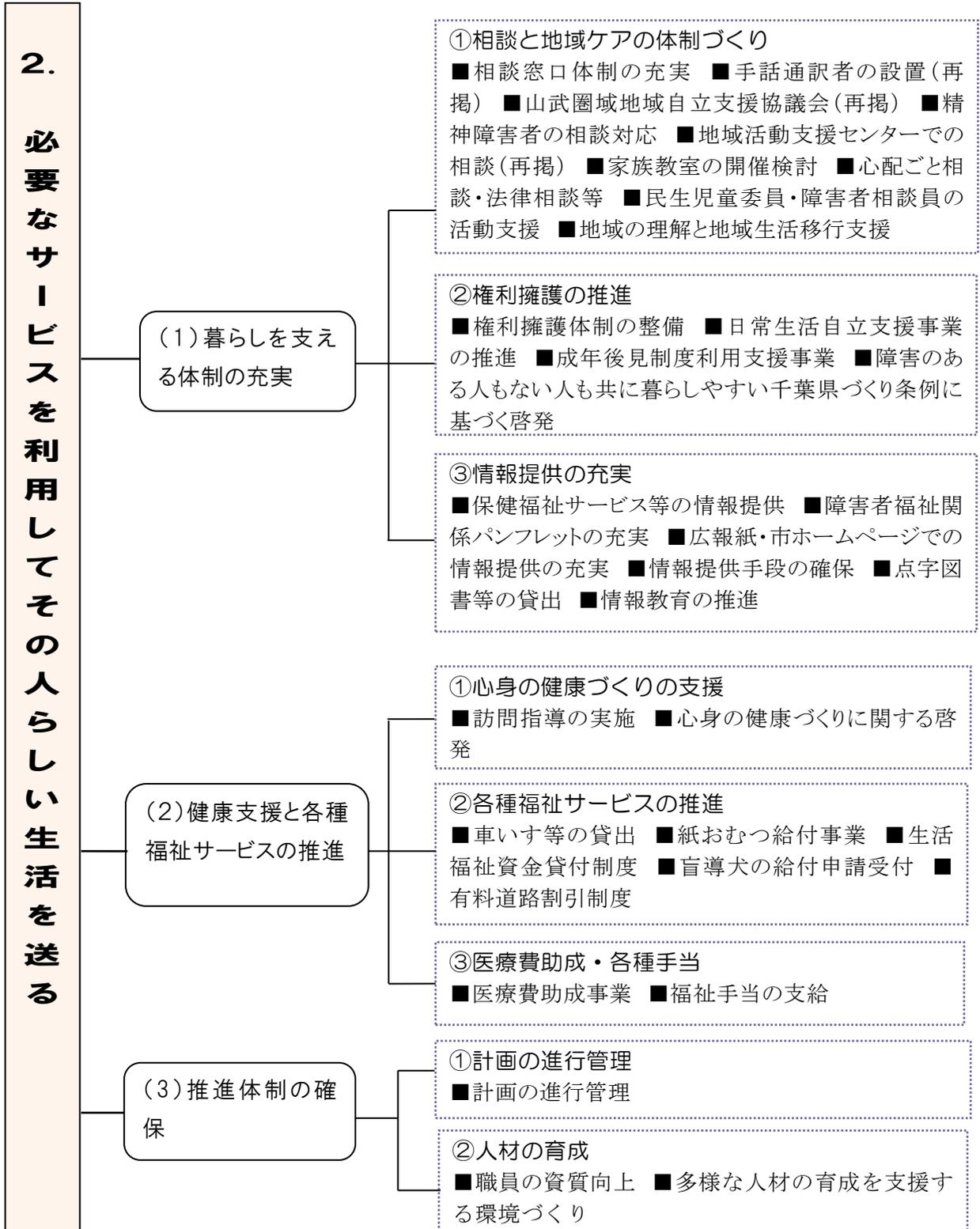
IV-2. 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

目標達成のための取組み方向

【基本目標】

【基本施策】

【施策・事業】



(1) 暮らしを支える体制の充実

現状・課題

アンケートの回答やご意見などから、障害のある人と介助している家族等の高齢化が進み、生活上の不安や課題が大きくなっていることがうかがえます。また、障害者自立支援法の施行をはじめ保健福祉制度の改正等などにより、わからないことや手続きが必要なケースも増えていると思われます。一方で、障害のある人が主体的にサービス等を選んで必要なサービスを利用する視点も重視されるようになり、様々なサービスや支えあい活動などを、障害の種類や状況、ニーズによって利用することが自立した生活につながります。このような点からも、相談や情報提供も含めた支援体制の確立が重要となっています。

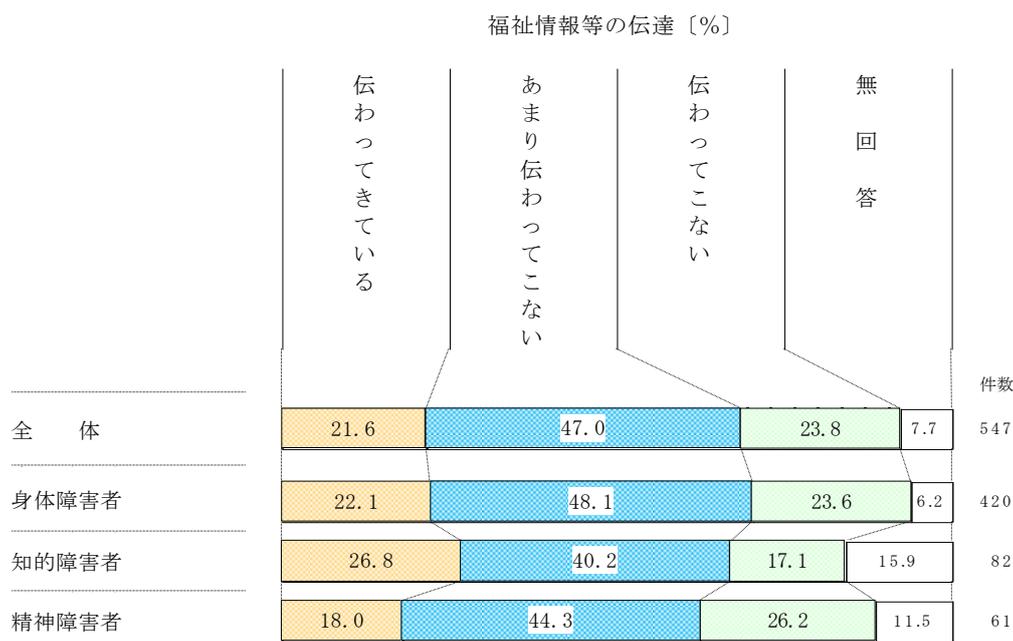
社会福祉課を中心に、庁内各課や社会福祉協議会、相談支援事業所が障害に関する相談や手続きの窓口となっています。相談支援事業所での相談件数も増加しており、1回では解決できない事例、関係機関との調整が必要なケースが多くなっています。また、市役所では複数の課の窓口での手続きが必要な場合や相談者が移動に困難のある場合等は、負担が増大しないように対応に努めていますが、相談場所の確保や手続きの簡素化、相談対応のネットワーク化などの課題が残されています。

アンケート調査の障害者に暮らしよいまちづくりに必要なこととして最も回答が多い項目は「相談体制の充実」であり、「サービス利用の手続きの簡素化」や「行政からの福祉に関する情報提供の充実」も多くみられます。また、相談に関するご意見が多く寄せられており、相談しても窓口が異なる、相談する場所がわからない、親身に対応してほしい、窓口対応に満足しているなどがありました。また、福祉関係の情報等については、「あまり伝わってこない」と「伝わってこない」で70%を占めており、相談と情報提供を関連づけて体制づくりに取り組んでいくことが重要な課題です。

●障害者に暮らしよいまちづくりに必要なこと(アンケート調査、相談・情報に関する回答を抜粋)

	1位 相談体制の充実	2位 サービス利用の手続きの簡素化	4位 行政からの福祉に関する情報提供の充実
全体	50.6%	43.0%	35.3%
身体障害者	51.7%	44.8%	36.7%
知的障害者	42.7%	32.9%	32.9%
精神障害者	54.1%	41.0%	29.5%

●福祉情報の伝達(アンケート調査)



基本施策／施策・事業

① 相談と地域ケアの体制づくり

■相談窓口体制の充実

障害福祉係窓口において、障害のある人の相談に応じながら、サービス提供機関に連絡し、必要に応じ適切なサービスが受けられるようコーディネートを行っています。庁内における障害に関する相談・窓口の体制については、社会福祉課が中心となり関係課間の連携をさらに深め、障害等の状況に配慮した対応に努めます。障害のある人にとって相談しやすい・わかりやすい相談窓口となるように、関係する分野間の横のつながりを重視し、横断的な対応の仕方について検討します。

その他には、相談支援事業を民間事業所に委託（平成 22 年度 1 事業所）して実施し、その他に県設置の中核地域生活支援センターとも連携・調整を図っています。相談支援事業所や関係機関とのネットワークを生かして、相談への適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。

■手話通訳者の設置(再掲)

各種手続きや相談において聴覚障害者、音声・言語機能障害者が円滑な意思の疎通を図れるように支援するため、社会福祉課窓口にて、手話通訳者を毎週木曜日に設置しています。今後も継続して実施するとともに、手話通訳者の設置について周知を図ります。

■山武圏域地域自立支援協議会(再掲)

地域で暮らす障害のある人にとっては、生活ニーズを満たすためのサービス提供主体が広く散在しているため、必要なサービスを見いだすことが困難な状況にあります。このため、保健・医療・福祉の各サービスを一体的に提供する、将来の障害者ケアマネジメント体制の整備に資するため、山武郡内の市町及び相談支援事業所、関係機関等で構成する山武圏域自立支援協議会を設置しており、相談や地域ケアの体制づくりに向け、地域自立支援協議会を中心にしたネットワークづくりを進めます。

■精神障害者の相談対応

精神に障害のある人の相談には主に社会福祉課窓口で対応しており、必要に応じて健康増進課の保健師などと連携して対応したり、ケースによっては健康福祉センターの精神保健福祉士（相談員）と連携して対応しています。今後も、関係課や相談支援事業所等と連携・調整を図り、適切に対応できるように努めます。

■地域活動支援センターでの相談(再掲)

市内の地域活動支援センターでは日常生活の支援や自立と社会参加の促進を図る活動とともに、各種相談等に対応しています。各種相談事業について周知を図るとともに、地域活動支援センターとの連携を図ります。

■家族教室の開催検討

在宅の障害のある人を介護されている家族の方の地域での生活支援と、家族の介護負担の軽減や意見交換の場として、研修会やピアカウンセリングなどの教室の開催を検討します。

■心配ごと相談・法律相談等

社会福祉協議会では、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言と指導を行うため、心配ごと相談所（ふれあいセンター内）を開設しています。民生児童委員が相談員となり、週1回相談日を設けています。また、専門性が求められる相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を、月1回、実施しています。さらに、心配ごと相談員に対し、弁護士による研修を行い、相談員の資質向上を図ります。

■民生児童委員・障害者相談員の活動支援

民生児童委員の地域での活動が円滑に取り組みれるように、様々な行政情報の提供や、現状を知っていただく機会となるように、地区民生児童委員協議会において、小中学校との合同会議や母子保健推進員との情報交換の機会等を確保しています。平成22年度より、民生児童委員協議会の事務局を社会福祉協議会に委託しており、社会福祉協議会と連携を図りながら、民生児童委員の活動を支援します。

また、障害者相談員は県が委嘱しており、身体障害者相談員が3人、知的障害者相談員が2人（ともに平成21年度末現在）で、地域で相談に應じたり、県の実施する研修等に参加されています。今後も、障害者相談員の専門的知識の向上を図るため、研修等の情報を提供するとともに、地域での障害者相談員の活動の支援に努めます。

■地域の理解と地域生活移行支援

入所施設や病院から退所・退院する障害のある人が、地域での生活に円滑に移行していけるように支援するものです。今後はさらに相談支援事業者と連携して、サービス調整や住まいなどの環境整備を図るとともに、地域での見守り活動などが行われるように取り組みます。

② 権利擁護の推進

■権利擁護体制の整備

障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した暮らしを継続できるように、障害のある人等からの相談や申し立ては社会福祉課窓口で対応するとともに、健康福祉センターの相談窓口につなげています。また、産業振興課では労働相談を月2回実施しており、雇用・労働上の相談窓口のパンフレットを窓口を設置しています。今後は、権利擁護に関する各種相談窓口について周知を図るとともに、相談等への適切な対応に努めます。

■日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、障害をもつことで判断能力が十分でないために適切なサービスの提供が受けられない在宅で生活をする障害のある人に対し、千葉県後見支援センターでは福祉サービス利用援助、財産保全・管理サービス、弁護士等紹介サービスを提供しています。社会福祉協議会では、その初期相談に対応しています。今後は、関係機関と連携しながら制度の周知を図ります。

■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が、各種契約や手続きを行うときに、不利な契約にならないように申し立ての支援をするもので、身寄りのない障害のある人・高齢者については市長申し立てにより申請することもできます。今後は、制度の周知を図るとともに、相談等への適切な対応に努めます。

■障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく啓発

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、住み馴れた地域で社会の一員として尊重され、誰もがありのままに・その人らしく地域で暮らせる社会の実現をめざしたものです。この条例の考え方や障害のある人の人権の尊重について市民の理解が深まるよう、パンフレット等を活用して啓発活動を行います。

③ 情報提供の充実

■保健福祉サービス等の情報提供

保健福祉サービス等については、社会福祉課や健康増進課の窓口、広報紙及び市ホームページ等で市民に情報を提供しています。また、各種団体が行う催しや講座についても、窓口、広報紙及び市ホームページを活用して情報提供に努めています。情報提供の方法や内容について検討しながら、保健福祉サービス等の情報提供に努めます。

■障害者福祉関係パンフレットの充実

社会福祉課では障害福祉サービス一覧のパンフレットを順次改正して、市ホームページに掲載するとともに、窓口業務に活用しています。また、社会福祉協議会では事業概要をまとめたパンフレットを作成し周知を図るとともに、障害者福祉関係のパンフレットの見直し・更新など充実を図り、窓口業務に活用し情報提供に努めます。

■広報紙・市ホームページでの情報提供の充実

主に広報紙、市ホームページなどで各種行政情報の提供に努めるとともに、「くらしの便利帳（ライフ東金）」を作成して配布しています。「広報とうがね」は、音読ボランティア団体が「声の広報とうがね」を作成して、希望者に配布しています。障害福祉関係パンフレット等を活用して市の広報紙・ホームページでの情報提供に努めるとともに、内容等の充実にも努めます。

■情報提供手段の確保

社会福祉課窓口への手話通訳者の設置をはじめ、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具等）の給付などを行っています。今後も、障害のある人のコミュニケーション手段と情報入手手段の確保が図られるように努めます。

■点字図書等の貸出

ふれあいセンター内の図書コーナーには、大活字図書、拡大読書器、点字図書やテープ図書等があり、社会福祉協議会で一部貸出を行っています。また、ボランティアルームには、点字プリンターや音声ソフトなどが、利用可能資機材として設置されています。今後も、点字図書の貸出や点字プリンターの利用について周知を図るとともに、視覚障害者用図書の拡充に努めます。

■情報教育の推進

特別支援教育において、個別の指導計画の中にパソコンやインターネットの学習を位置づけて情報教育が取り組まれており、今後も継続して実施されるよう働きかけます。

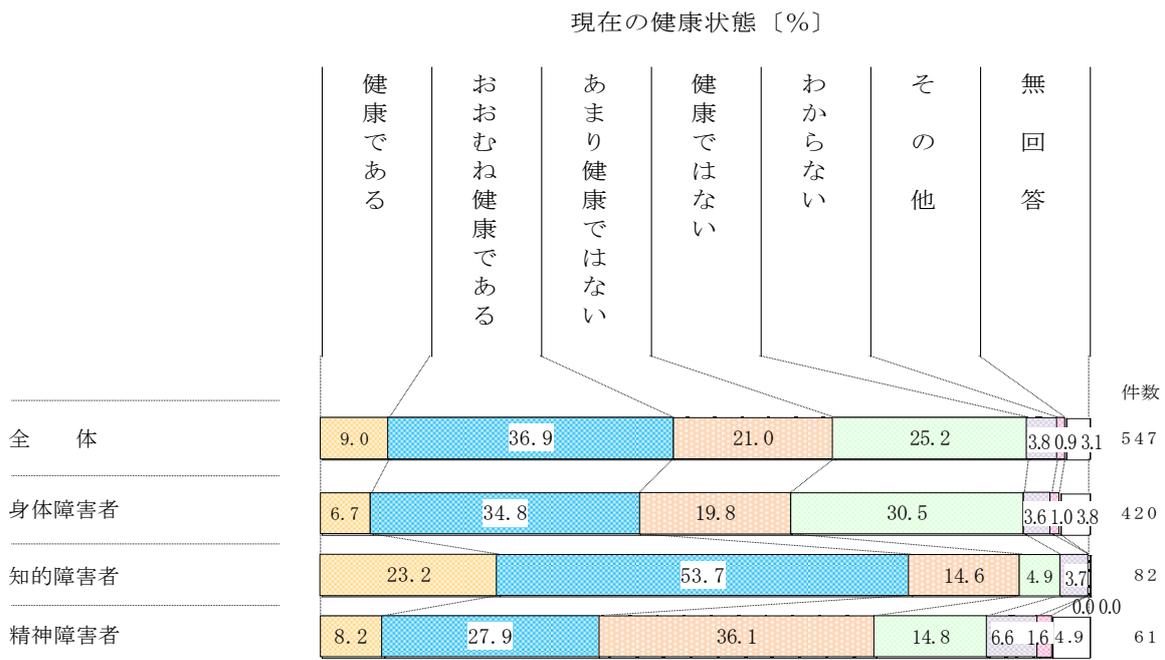
(2) 健康支援と各種福祉サービスの推進

現状・課題

障害のある人にとって保健サービスや福祉サービス、医療等は身近で欠くことのできないものであり、必要なサービスを利用しながら住み馴れた地域での生活を継続できるように、サービスの提供体制の充実について介助者の高齢化なども踏まえながら、相談や情報提供などに関連づけて検討していくことが重要です。

アンケート調査で、現在の通院状況をきいたところ、身体障害者及び精神障害者は、定期的に病院や診療所に通っている割合が90%前後とほとんどが通院している状況がうかがえます。また、自分の健康感としては、「健康である（「健康である」と「おおむね健康である」の計）」は、全体では46%で、特に知的障害者は77%と高くなっています。一方、精神障害者は「あまり健康ではない」が36%と多く、「健康ではない」の15%と合わせると51%となっています。保健・医療面で困っていること・不安なこととしては、今後「障害や病状が進むこと」が多く回答されており、身体障害者と精神障害者で高くなっています。また、障害のある人に暮らしよいまちづくりに向けては、「相談体制の充実」と「サービス利用手続きの簡素化」「情報提供」と同様に「在宅生活のための保健・医療・福祉サービスの充実」が多く回答されており、地域生活への移行や在宅生活を継続するために必要であることがうかがえます。

●障害のある人の健康状態(アンケート調査)



① 心身の健康づくりの支援

■訪問指導の実施

在宅療養者及びこれに準ずる状態にある人に対し、保健師、栄養士、歯科衛生士が訪問し、本人及び家族に対し、必要な保健指導を行っています。障害のある人の健康づくりの支援、介護する家族の健康を支援するため、保健指導を継続して実施します。

■心身の健康づくりに関する啓発

生活習慣病や心の健康に関する知識を深められるように、地区での健康教育活動等で啓発しています。また、心の健康づくりとして、うつ病予防に関する講演会やパンフレットで啓発しており、生活習慣病の予防や心の健康づくりに関する認識を深められるように、地区での健康教育活動や講演会、パンフレット等で啓発を行います。

② 各種福祉サービスの推進

■車いす等の貸出

社会福祉協議会では、在宅で生活する障害のある人に対し、短期的に車いす、松葉杖並びに床ずれ予防マットの貸出を行っています。今後も、在宅生活を支えるサービスとして、周知を図りながら継続して実施します。

■紙おむつ給付事業

在宅で生活する20歳以上の身体障害者手帳1・2級所持者、重度の療育手帳所持者及び介護保険の要介護度4・5の方に対し、紙おむつを給付しています。今後も在宅生活を支え、介護者の負担を軽減するサービスとして継続して実施します。

■生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、障害者手帳所持者の世帯が自立した生活を送るため、生業を営むのに必要な経費、または高額な福祉用具・障害者用自動車等の購入に必要な経費等の貸付を県社会福祉協議会が行っています。社会福祉協議会では、貸付に関する相談に対応しており、今後は、関係機関と連携しながら制度の周知を図ります。

■盲導犬の給付申請受付

重度視覚障害者の就労等社会参加活動への参加を促進するために、盲導犬の給付を希望する方に対し、申請の受付を行っており、適切な利用を促進します。

■有料道路割引制度

障害のある人の有料道路通行料金の割引に関する相談・手続きを行っており、相談等に対応し、適切な利用を促進します。

③ 医療費助成・各種手当

■医療費助成事業(自立支援医療、重度心身障害者医療費助成制度)

障害のある人の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成を行っています。制度の周知に努めながら、継続して実施し、適切な利用を促進します。

■福祉手当(障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度知的障害者手当及びねたきり身体障害者福祉手当等)の支給

養育・介護などの負担の軽減を目的とした障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度知的障害者手当及びねたきり身体障害者福祉手当等の福祉手当を支給しています。制度の周知に努めながら、継続して実施します。

(3) 推進体制の確保

現状・課題

計画策定後、着実に推進していくためには、計画に掲げた施策・事業の進捗状況を把握して、必要な対応を図ることが重要です。あわせて、障害者施策の動向や変化を踏まえながら、計画の進行を管理していくことが課題です。

施策を推進する中で、市役所での相談や手続きの対応にあたっては、職員が障害に関する理解・認識を深めて対応することが重要であり、これまでも研修等の機会の確保に努めてきました。今後はさらに、市民ニーズの増大・多様化に対応できるように、職員の資質向上に向けて継続して取り組むことが重要です。あわせて、障害のある人を支えるために、サービスの提供や相談・指導等に対応する専門職等の多様な人材の確保・育成を支援する環境づくりに取り組んでいくことも課題となっています。

基本施策／施策・事業

① 計画の進行管理

■ 計画の進行管理

計画の進行管理を適正に行うため、毎年度計画に盛り込んだ施策・事業の現状把握を行い、着実な推進を図ります。

また、保健・医療・福祉・雇用・教育などの関係機関や関係団体と幅広く連携を図りながら、計画を推進していきます。

② 人材の育成

■ 職員の資質向上

障害のある人の増加や必要とするサービスの多様化・複雑化等が進む中で、困難な相談や窓口業務で適切な対応ができるように、職員の能力の向上を図るため研修等を行い、資質の向上に努めます。

■ 多様な人材の育成を支援する環境づくり

障害のある人を支えるサービスを提供するホームヘルパーなど福祉専門職員をはじめ、障害に関する相談や指導に携わる言語聴覚士、精神保健福祉士、社会福祉士など、様々な人材や職種等の確保・育成にむけて、障害者施策の動向等や各種研修の情報提供及び参加促進、ネットワークづくりを働きかけます。

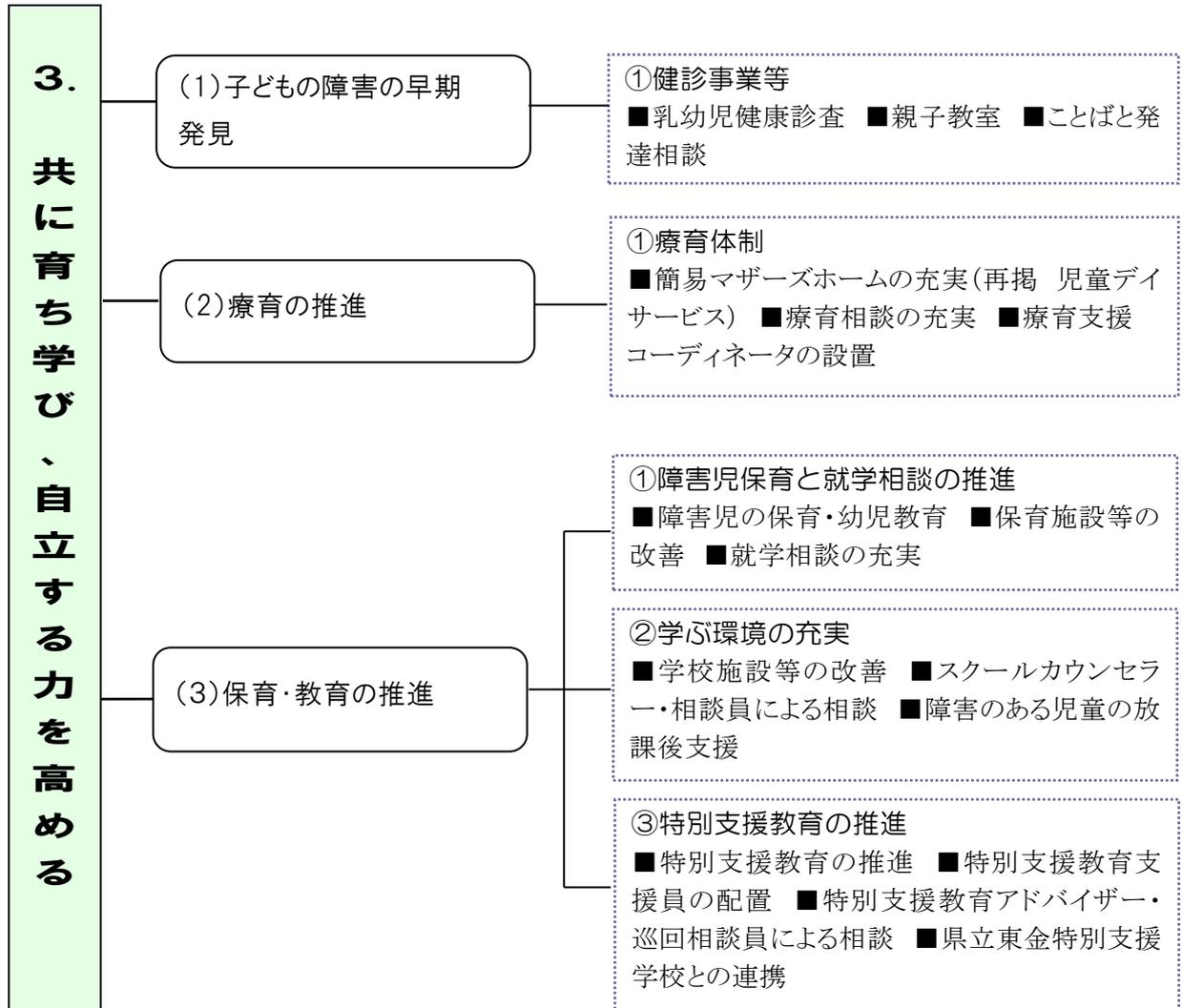
IV-3. 共に育ち学び、自立する力を高める

目標達成のための取組み方向

【基本目標】

【基本施策】

【施策・事業】



(1) 子どもの障害の早期発見

現状・課題

ライフステージにおいて乳幼児期は最も成長する時期であり、健やかな発育を支援し、障害等の早期発見に努めています。また、子どもと家庭の生活習慣を把握したり、相談や保健指導のきっかけとしても乳幼児健診等は重要な機会です。未受診者を受診につなげるとともに、健診後のフォローが重要となっています。乳幼児健診は発育発達の節目である1歳6か月児と3歳児に総合的な健診を実施しています。

基本施策／施策・事業

① 健診事業等

■乳幼児健康診査(1歳6か月児健診、3歳児健診)

1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率の向上を図り、発達支援と障害の早期発見に努めます。未受診者には担当保健師が受診勧奨を行い、状況把握に努めます。

■親子教室

健診結果等で発達の遅れや行動面で心配のある幼児と保護者が遊びに参加(体験)する教室として、親子教室を年12回開催しています。今後も継続して実施し、発達経過等のフォローに努めるとともに、特別支援学校、簡易マザーズホーム等の専門機関や関係機関と協力して親子の育ち支援に取り組んでいきます。

■ことばと発達相談

乳幼児健診や各種相談等から言語発達や行動面に対し心配のある幼児と保護者に、臨床発達心理士や言語発達を学んだ講師による幼児のことばと発達相談を行っています。療育が必要な幼児には、簡易マザーズホーム等と連携を図っています。支援や関わりの必要な子どもの把握に努め、ことばと発達相談を引き続き実施します。

(2) 療育の推進

現状・課題

障害などで支援が必要な子どもや発達において経過観察等が必要な子どものフォローとして、療育相談等を行っています。また、簡易マザーズホームは障害者自立支援法に基づく児童デイサービスとして、支援が必要な子どもに日常生活における基本動作の指導や集団活動への適応訓練、相談等を実施しています。

今後は、関係機関と連携を図りながら早期から支援や見守りの必要な親子と関わりをもって、支援とフォローを強化していくことが重要です。

基本施策／施策・事業

① 療育体制

■簡易マザーズホームの充実(再掲 児童デイサービス)

簡易マザーズホームは、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業を実施しており、早期療育として障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、専門職による集団生活への適応訓練、各種指導等を行っています。今後も継続して実施するとともに、療育の相談の場として簡易マザーズホームの情報提供に努めます。

■療育相談の充実

千葉県障害児等療育支援事業の委託を受け、簡易マザーズホームで外来療育支援、訪問療育支援、施設支援指導などを行っています。その中で、発達に心配のある児童やその保護者に対して、訪問や来所時の療育支援、保育所・幼稚園への巡回相談を実施しており、療育相談の場について情報提供を図ります。

■療育支援コーディネータの設置

市の担当課、学校、地域自立支援協議会、児童デイサービスの事業所など療育関係機関とのネットワークの核となる療育支援コーディネータの設置について検討します。

(3) 保育・教育の推進

現状・課題

障害のある子どもが障害や疾病に関わらず、その子らしい個性と可能性を伸ばして自分の力を高めていけるように支援していくことが重要です。障害や疾病等がある子どもたちの育ちや学びの支援として、近年は学校教育法の改正による特別支援教育の導入、発達障害者支援法の施行などに対応して取り組んできました。就学前の保育・教育、学校教育と成長段階を基本に、支援が必要な子どもそれぞれの特性や状況に対応し、みんなと共に遊んだり学び成長することで、地域で育ち自立した暮らしができるように支援していくことが目標です。

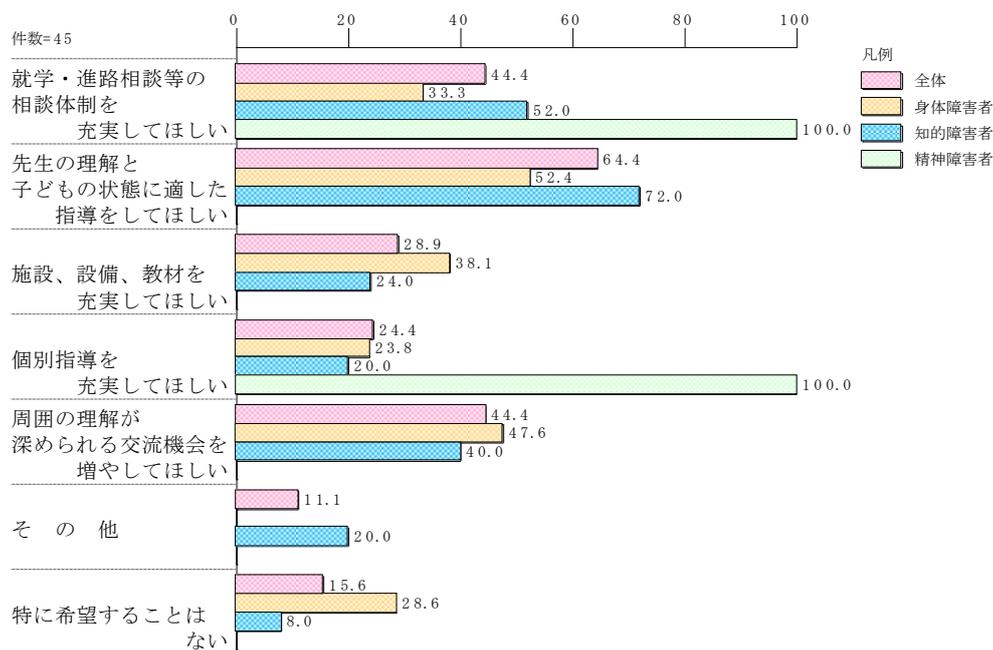
障害等で支援が必要な就学前児童は、保育所では保育士を加配し、幼稚園では補助講師を配置して対応しています。また、特別支援教育の導入により、小中学校では障害の種類や程度に応じた教育を行えるよう、個別支援計画を立てて対応しています。平成 21 年度は特別支援学級を小学校で 19 学級、中学校で 8 学級設置しています。また、市内の県立東金特別支援学校をはじめとする県内の特別支援学校に通学している児童・生徒が 65 人となっています。東金市では、小・中学校の特別支援を必要としている児童・生徒の介助や支援を行うため特別支援教育支援員を配置しています。また、支援が必要な児童・生徒の成長過程をとらえて支援していくため、東金市特別支援教育ネットワーク会議を立ち上げ、幼稚園・保育所、小・中学校と市担当課の連携を図っており、さらに特別支援教育の推進に努めていくことが重要です。

なお、18 歳未満は障害者手帳や障害程度区分認定の有無に関わらずサービスを利用しており、特別支援学級や特別支援学校通学者の動向もとらえながら必要な支援策を推進していくことが重要です。

また、アンケート調査では通園・通学先に望むこととして、「先生の理解と子どもの状態に適した指導をしてほしい」、「就学・進路相談等の相談体制を充実してほしい」、「周囲の理解が深められる交流機会を増やしてほしい」などの意見がみられます。一人ひとりの障害や状態等に配慮した指導に向け、学校現場や関係機関の連携をさらに深めていくことが重要となっています。

●通園・通学先に望むこと(アンケート調査)

【通園・通学児】通園・通学先への希望〔%・複数回答〕



基本施策／施策・事業

① 障害児保育と就学相談の推進

■ 障害児の保育・幼児教育

一人ひとりの障害の種類や程度に応じてきめ細かな保育・幼児教育が受けられるように、障害等で支援が必要な場合は保育所では保育士を、幼稚園では補助講師を配置して対応します。今後も、一人ひとりの障害の種類や程度に応じてきめ細かな保育・幼児教育が受けられるように、障害のある子どもの保育・幼児教育の受入れ体制の確保に努めます。

■ 保育施設等の改善

障害のある子どもの受入れにあたり、安全な施設となるように必要な改善に努めており、今後も市立の保育・教育施設の改善等に努めます。

■ 就学相談の充実

支援を必要とする幼児・児童・生徒が一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けられるよう、就学相談を実施しています。担当課窓口のみの対応でなく、関係機関と連携した相談対応と早期からの関わりづくりに努めるとともに、就学指導委員会の機能的な実施に努めます。

② 学ぶ環境の充実

■ 学校施設等の改善

障害のある児童・生徒にとって、安全で使いやすい学校施設の改善に努めています。支援が必要な児童・生徒の状況を勘案して、必要な学校施設等の改善により学ぶ環境の向上を図ります。

■ スクールカウンセラー・相談員による相談

悩みを抱える生徒をはじめ保護者や教職員が相談できるスクールカウンセラーを設置しており、助言や援助など適切な対応に努めています。今後は、さらにメンタル面の相談等相談内容の複雑化や様々なケースへの対応が求められることから、実情に応じた相談員の配置を検討します。

■ 障害のある児童の放課後支援

障害のある子どもの放課後の過ごし方として、地域生活支援事業（日中一時支援）を実施しています。また特に療育を必要とする児童には児童デイサービスを実施しています。他にも支援が必要な児童・生徒が放課後過ごす場として、放課後に利用できる事業所を確保するとともに、学童保育での受入れを推進するために、指導員に研修の場を設けるなど、受入れの環境づくりに努めます。

③ 特別支援教育の推進

■ 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がもつ能力を最大限に伸ばし、自立し、一人ひとりの障害の種類や程度に応じてきめ細かな教育を行えるよう、特別支援教育において、個別支援計画をたてて対応しています。今後はさらに特別支援教育の充実をめざし、学校、市、関係機関が東金市特別支援教育ネットワーク会議を中心に連携を深めるとともに、特別支援コーディネータを中心として校内の特別支援教育体制の拡充を図り、支援が必要な児童・生徒の成長を支援します。

■ 特別支援教育支援員の配置

小・中学校で特別支援を必要としている児童・生徒が学校生活で介助や支援を受けながら学習できるように、特別支援教育支援員を配置します。今後は、特別支援教育支援員の資質・能力の向上を図るため、研修機会を設けます。

■ 特別支援教育アドバイザー・巡回相談員による相談

県教育委員会や県総合教育センター特別支援教育部では、巡回相談や研修等の支援をしています。今後は、県の巡回相談の活用、市の特別支援教育コーディネータとの連携等により特別支援教育活動の充実を図ります。

■ 県立東金特別支援学校との連携

市内には県立東金特別支援学校があることから、今後はさらに連携を強化し、研修や情報交換等を行って支援が必要な児童・生徒の成長を支援するとともに、教職員と地域の教育力・育てる力が高まるように努めていきます。



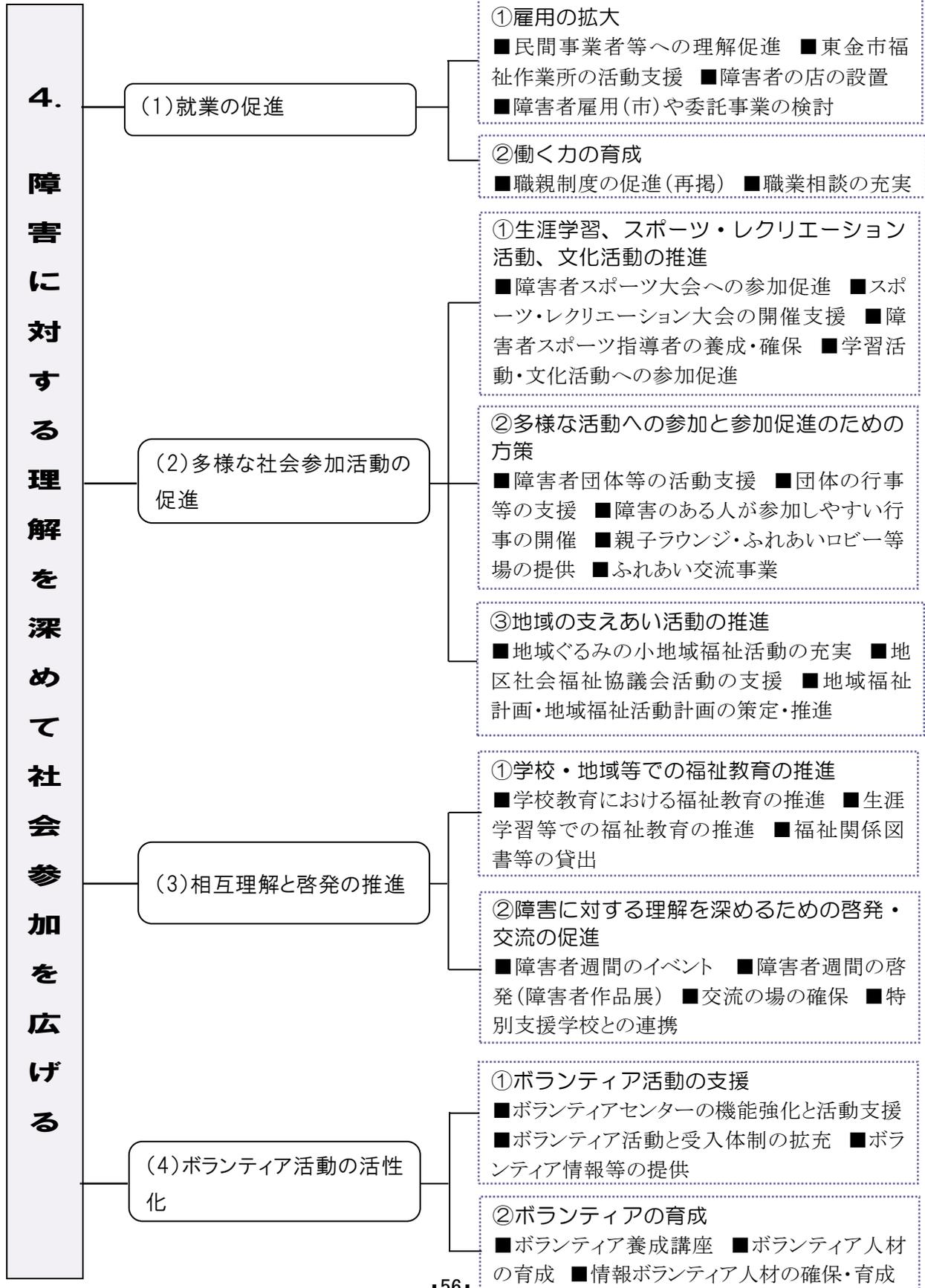
IV—4. 障害に対する理解を深めて社会参加を広げる

目標達成のための取組み方向

【基本目標】

【基本施策】

【施策・事業】



(1) 就業の促進

現状・課題

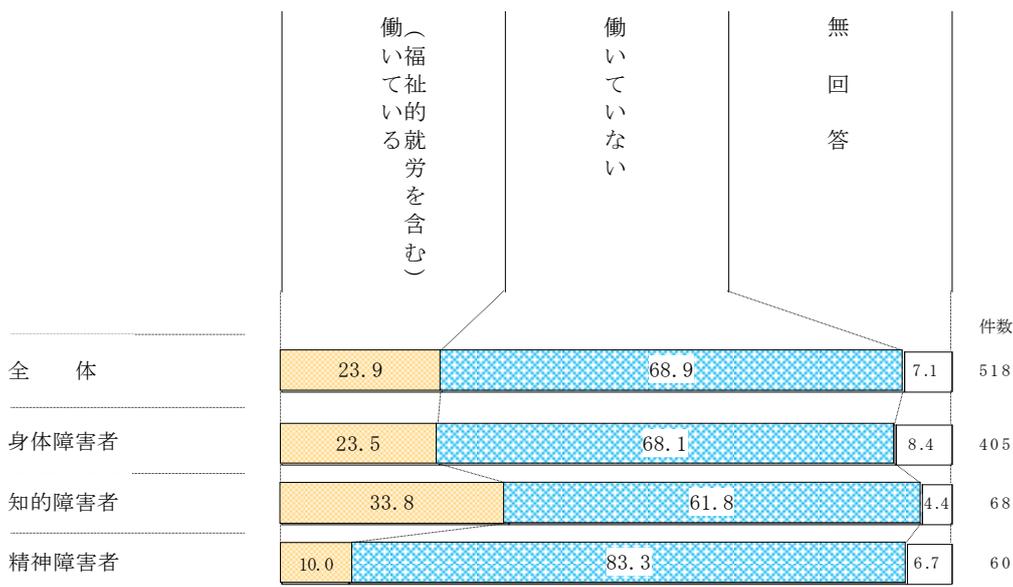
ノーマライゼーションの実現に、職業を通じた社会参加は基本となるものです。障害のある人が働く意欲を持ってできる限り雇用の場に就くことができるようにすることが重要であるという考えの下に、近年は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正など、障害者雇用を促進するための施策が進められています。あわせて、社会経済状況の低迷や雇用形態の多様化等、雇用環境も変化しています。特別支援学校で身に付けた能力を卒業後に発揮する場所が限られていたり、働く意欲と能力があっても就労に結びつかなかったり、働き続けることが難しい現状もみられます。アンケート調査では、18～64歳の手帳所持者の就業率は、身体障害者で24%、知的障害者で34%、精神障害者では10%台となっています。また、自由意見のなかで若年層の回答者では「働くところがない」「働いて自立したい」などの意見もみられます。

そのようななか、障害者雇用底上げやジョブコーチ・職親制度など職場適応支援策が進められています。また、障害福祉サービスのなかに就労移行支援や就労継続支援などが位置づけられて推進されるようになりました。市内にある東金市福祉作業所など4か所（平成22年度現在）の事業所で、就労継続支援の事業が展開されています。

今後の就労意向についてアンケート調査では、「障害や病気などで働けない」が多いものの、知的障害者は「通所施設や作業所などでの仕事」が65%です。また、精神障害者は、「障害や病気で働けない」が30%、「パート・アルバイト、非常勤、内職」が20%回答されており、今後は、関係機関と連携して障害者雇用について事業所の理解を深めるとともに、新たな職種や手法の検討が課題となっています。

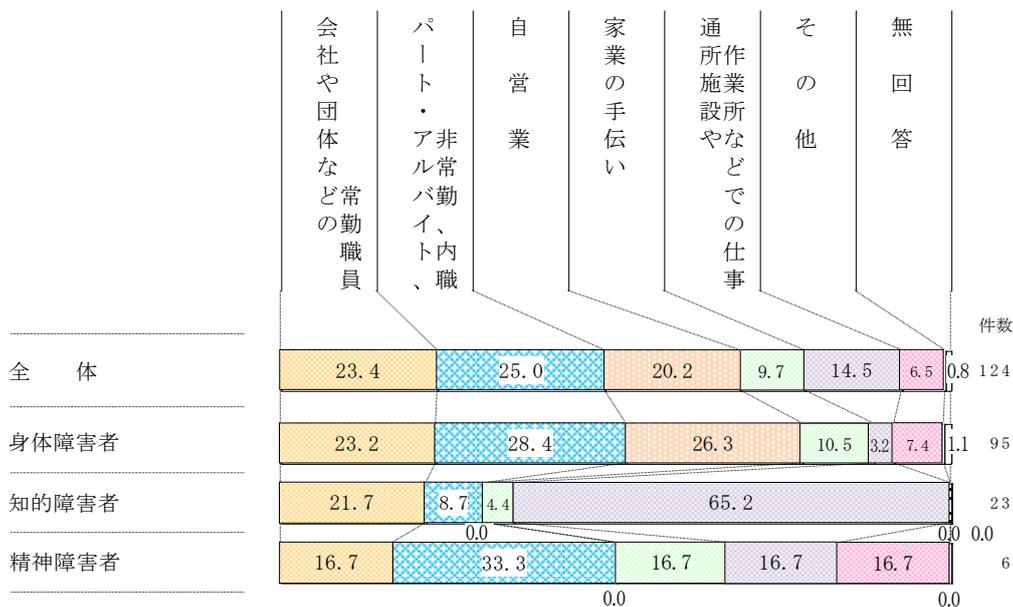
●障害のある人の就業状況(アンケート調査)

就業状況 [%]

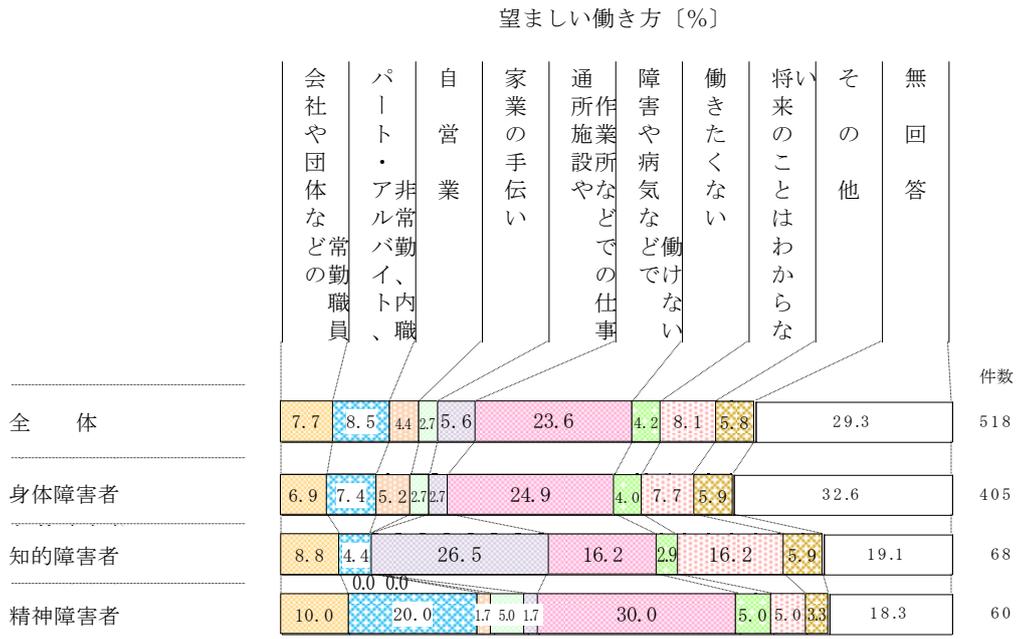


●就業している障害者の就業形態(アンケート調査)

【就業者】就業形態 [%]



●望ましいと思う働き方(アンケート調査)



基本施策／施策・事業

① 雇用の拡大

■ 民間事業者等への理解促進

障害者就業・生活支援センターでは、事業主への障害者雇用支援の実施及び障害のある人の就職及び定着支援、職業準備訓練等、事業者と就職を希望する障害のある人の支援が行われています。また、市では就職を希望する障害のある人へセンターを紹介し、また広く利用していただくよう周知に努めています。

今後はさらに、東金商工会議所などを通じ民間事業者などに対し、障害者雇用についての理解促進が図られるよう、事業所への啓発、障害者雇用に関する制度周知を強化します。

■ 東金市福祉作業所の活動支援

東金市福祉作業所は、障害者自立支援法の就労継続支援 B 型事業所として、一般企業等への就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。

障害のある人の日中の活動の場・働く場として訓練や活動の充実が図られるよう支援します。

■障害者の店の設置

障害のある人の雇用の場の創出を積極的に図るため、東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）内に障害者団体が運営する売店を設置しています。

■障害者雇用(市)や委託事業の検討

市においては、平成 21 年度末現在障害者雇用の法定雇用率を達成しており、継続して雇用率を保持できるよう努めます。

また、作業所等の自主製品の活用や委託事業等について検討します。

② 働く力の育成

■職親制度の促進(再掲)

知的障害者の就業の場を確保するため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生に熱意のある事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行う職親制度を実施しています。その他、県では精神障害者のために、社会適応訓練事業として協力事業所の確保を行っています。

職親制度について周知を図り、知的障害者の更生に理解と熱意のある職親、協力事業所の確保に努めます。

■職業相談の充実

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどで職業相談を行っており、今後は関係機関との連携を強化し、就業相談体制を確立して障害のある人の雇用促進に努めます。



(2) 多様な社会参加活動の促進

現状・課題

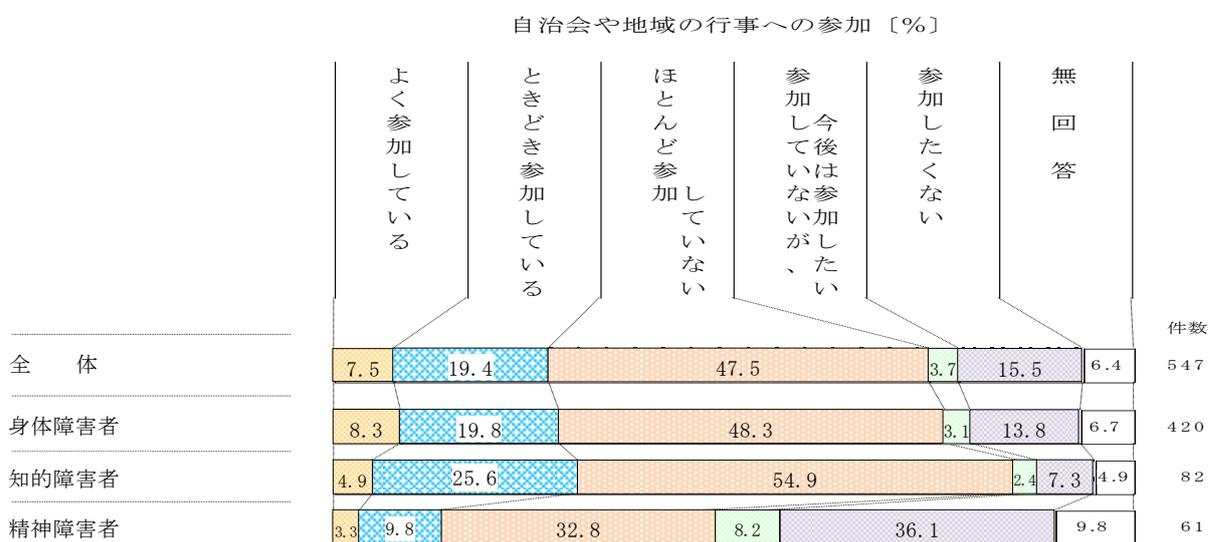
障害のあるなしに関わらず、市民がそれぞれの関心や意欲で学習活動や地域の活動に参加することは、その人の暮らしの質を高めるだけでなく、参加することで仲間や交流の輪が広がり、地域にとっても大きな力となります。社会参加活動は仕事の分野に限らず、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、地域活動など広範な分野に広がりのあるものであり、障害のある人が幅広い分野の活動に参加できるように支援することが重要です。

市では生涯学習活動の情報を、東金市生涯学習情報誌「ときめき」や生涯学習データバンク等で広く市民に周知を図り、参加をよびかけています。しかし、障害のある人にはわかりにくかったり、参加にあたって不安等があることも考えられます。

アンケート調査では、自治会や地域の行事への参加率は（「よく参加している」と「ときどき参加している」の計）は27%程度となっています。また、障害のある人が地域活動等に参加しやすくするために必要なこととして、身体障害者は比較的均等に回答があり、「参加しやすい行事や活動を増やす」が30%、「会場までの移動・交通手段をよくする」が28%となっています。知的障害者は、「地域の人々が障害に関する理解を深める」が50%と最も多く、次いで「参加しやすい行事や活動を増やす」が43%です。精神障害者では「参加しやすい行事や活動を増やす（30%）」と「地域の人々が障害に関する理解を深める（28%）」となっています。一般市民の回答では「参加しやすい機会の充実」が58%、「利用しやすい施設への改善」が53%と多く回答されており、「移動しやすい交通機関や道路の改善」が36%で続いています。

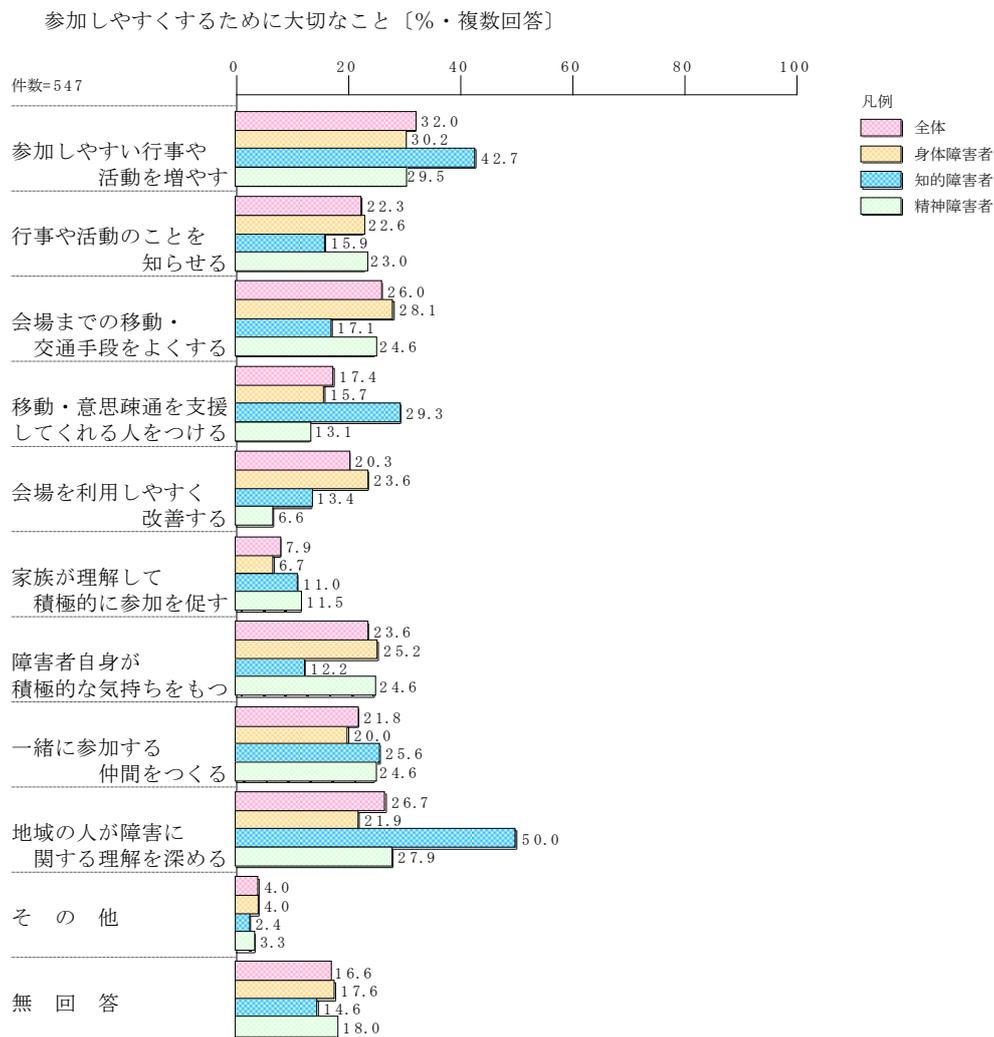
障害のある人の生涯学習活動や地域の活動の参加を促進していくには、参加しやすくするためのハード・ソフト両面での環境づくりが必要です。

●自治会や地域の行事への参加(アンケート調査)



●障害のある人が地域活動等に参加しやすくするための取組み(アンケート調査)

[手帳所持者]



[一般市民]

社会参加に重要なこと[%・複数回答]										
全体	参加しやすい機会の充実	魅力的な行事や活動の充実	利用しやすい施設への改善	移動しやすい交通機関や道路の改善	地域住民への広報や福祉教育の充実	参加を補助するボランティアなどの育成	家族の積極性	障害者(児)自身の積極性	その他	無回答
203	118	26	108	72	71	41	39	40	1	4
100.0	58.1	12.8	53.2	35.5	35.0	20.2	19.2	19.7	0.5	2.0

① 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動・文化活動の推進

■障害者スポーツ大会への参加促進

千葉県等が行っている障害者スポーツ大会への参加の支援をしており、継続して参加の支援に努めます。

障害のある人が生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化活動、地域活動など幅広い分野の活動に参加が促進されるように、活動機会の拡大を図ります。

■スポーツ・レクリエーション大会の開催支援

スポーツ・レクリエーションを通じて社会参加や生きがいの促進を図っています。多くの人の参加が促進されるよう周知を図るとともに、開催の支援に努めます。

■障害者スポーツ指導者の養成・確保

障害者スポーツ指導者養成講座の参加について情報提供を行い、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成・確保に取り組んでいます。今後も継続して、スポーツ・レクリエーションの指導員の確保・育成を図るとともに、広く障害者スポーツに対する関心を持ってもらい、障害のある人の健康増進や生活の質の向上に努めます。

■学習活動・文化活動への参加促進

誰もが参加できるサークルや文化活動団体の情報提供を行い、生涯学習の推進に努めています。生涯学習情報誌や市ホームページの生涯学習データバンクなどを活用して、サークルや文化団体の情報や生涯学習メニューの情報提供を行います。また、行事や講演会時には手話通訳等の派遣ができることや地域の行事やサロンなどの情報についても、関係団体等と協力して周知を図ります。

② 多様な活動への参加と参加促進のための方策

■障害者団体等の活動支援

東金市身体障害者福祉会、東金市手をつなぐ親の会、山武郡市精神障害者家族会等の活動を支援しています。障害のある人の活動の場が広がり、参加しやすくするために、関係団体への情報提供や情報交換に努めます。

■団体の行事等の支援

障害者団体などが開催するイベント等の周知・運営について支援を行っており、今後も障害者団体等の行事や活動を支援するとともに、市広報等を利用して情報提供を行います。

■障害のある人が参加しやすい行事の開催

障害のある人の参加を促進するため、障害のある人が参加しやすい内容・行事を検討し、多くの市民が交流できるように関係機関と協力して場と機会の創出を図ります。

■親子ラウンジ・ふれあいロビー等場の提供

障害のある人やその家族同士が情報交換をするために、ふれあいセンターにコミュニケーションの場として親子ラウンジ・ふれあいロビー等の場の提供を行っており、継続してコミュニケーションの場について周知を図ります。

■ふれあい交流事業

レクリエーション活動を通して、障害のある人達の交流や余暇活動の充実を図れることを目的に、ふれあい旅行（レジャー施設への日帰り旅行や、食事会等）を社会福祉協議会で実施しており、参加促進のため情報提供等の支援に努めます。

③ 地域の支えあい活動の推進

■地域ぐるみの小地域福祉活動の充実

社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会を中心として、区長会、長寿の会、民生児童委員協議会、食生活改善推進員協議会、各種ボランティアなど、様々な地域福祉活動を行う団体が身近な地域で助けあい活動を促進し、障害を持つ人も持たない人も地域社会の一員として、心の交流を保ちながら安心して暮らせるよう小地域福祉活動を進めています。平成22年度より各地区で福祉座談会を開催しており、今後さらに、各団体等が連携して障害のある人を支援するための福祉ネットワーク体制づくりに取り組みます。

■地区社会福祉協議会活動の支援

住民の地域福祉への関心を高め、自主的・自発的な取り組みができるよう地区社会福祉協議会の活動を引き続き支援します。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・推進

「地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

本計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標として策定します。

(3) 相互理解と啓発の推進

現状・課題

障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくりには、ハード面のバリアフリー化とともに、障害と障害のある人を理解して共生するノーマライゼーション社会の形成が基本です。障害は大半の市民に身近な問題であるものの、障害の種類や状況によって多様で理解しにくい部分が多くあります。

毎年 12 月の障害者週間にあわせて障害者作品展を開催したり、イベントが行われていますが、参加者や協力者が増えるようにさらに周知を図っていくことが課題となっています。また、アンケート調査では、障害者手帳所持者では、差別や偏見・疎外感を感じたことがあるという回答は、障害種類によって異なっており、全体では 36% ですが、知的障害者及び精神障害者は差別等を感じる割合が高く、知的障害者が 55%、精神障害者は 64% に上ります。一方、一般市民調査では「少しはあると思う」と「あると思う」をあわせると 79% に上りますが、差別や偏見があると思っている回答者で、「少しずつ改善されている」という意見が多くみられます。

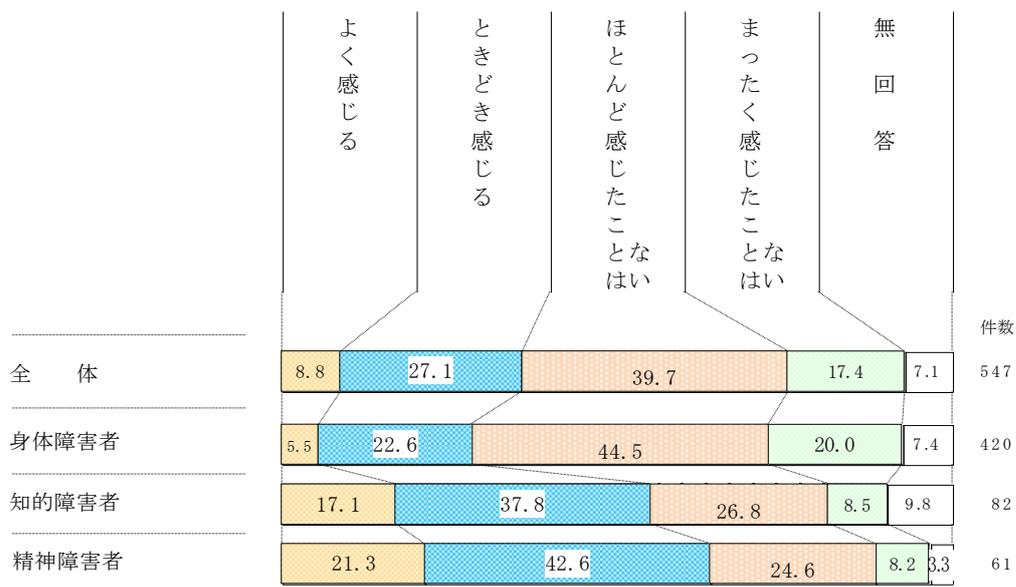
このように、障害のある人に対する理解は少しずつ深まっていると思われませんが、障害のない人には気がつきにくい部分が多くあるものと思われ、幅広い市民参加による啓発や学校教育等での福祉教育が重要といえます。



●差別や偏見・疎外感を感じること(アンケート調査)

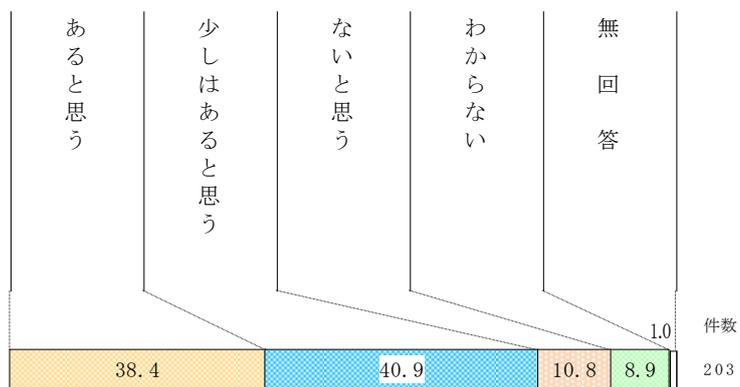
[手帳所持者]

差別や偏見・疎外感を感じること [%]



[一般市民]

差別や偏見の有無 [%]



① 学校・地域等での福祉教育の推進

■ 学校教育における福祉教育の推進

福祉教育の推進は、幼稚園・小学校・中学校に対する東金市学校教育指導の指針の具体的な施策に位置づけるとともに、学校の教育課程編成において道徳や特別活動、総合的な学習の時間等に福祉教育を取り入れています。学校教育活動での交流やボランティア活動などを地域との関わりを持ちながら、福祉教育を推進します。

■ 生涯学習等での福祉教育の推進

生涯学習の場を通じ、講演会や教室を開催するなど生涯を通じた福祉教育の推進を行っています。今後さらに、障害をもつ人ももたない人も共に参加できる福祉教育を進めていきます。

■ 福祉関係図書等の貸出

社会福祉協議会では福祉教育に関連する啓発用図書、ビデオテープ等の教材を東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）に設置し、希望により貸出をしており、市民への周知を図ります。

② 障害に対する理解を深めるための啓発・交流の促進

■ 障害者週間のイベント

毎年12月の障害者週間（3～9日）の一環として、社会福祉協議会や関係団体等で「ふえすたまっ'冬」が開催されており、福祉講演会、体験コーナー、作品展、模擬店などが行われています。障害のある人に対する理解を深め、共に暮らしやすいまちづくりの取組みの一つとして、障害のある人の参加が広がるように、情報提供や参加しやすい環境づくりへの取組みを支援します。

■ 障害者週間の啓発（障害者作品展）

毎年12月の障害者週間にあわせて、障害者作品展を開催しています。関係団体の参加を呼びかけるとともに、広く市民に周知を図ります。

■ 交流の場の確保

障害者団体等がイベント等を行う際の会場等の提供については、依頼等により継続して支援します。

■ 特別支援学校との連携

障害のある人同士、障害のある人とない人など広く障害についての理解を深められるように、特別支援学校と連携し啓発活動に努めます。

（４）ボランティア活動の活性化

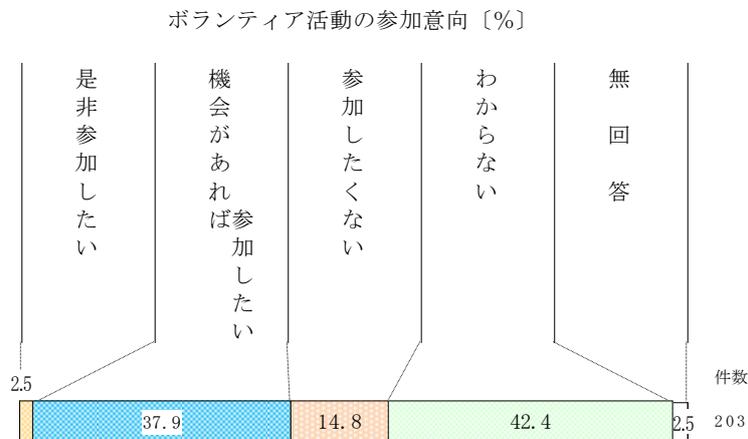
現状・課題

高齢化や核家族化の進行、家庭形態の変化、自由時間の増大、生活の質の重視等を背景として、ボランティア活動は生活を豊かにする上で大きな可能性のあるものと注目されているとともに、地域の力を高める可能性と期待されています。

社会福祉協議会が核となって、ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーター（平成 21 年度より 3 人）が、必要に応じて活動の支援・調整、相談への対応等を行っています。平成 22 年 3 月 31 日現在、ボランティアセンターには 89 団体、2,714 人が登録し、また個人で活動されている方が 46 人となっており、手話サークル活動や声の広報の作成、ふれあいサロンの開催などで活動されています。アンケート調査では、一般市民のボランティア活動参加率は 50%程度で、「電車などで席を譲った」、「寄付・募金」、「相談や話し相手」、「横断歩道や階段などでの手伝い」、「車いす介助の手伝い」などが回答されています。今後は、ボランティア活動に「機会があれば参加したい」が 38%、「是非参加したい（3%）」をあわせると、参加意向は 40%程度となっており、現在もボランティアや NPO に関する情報を社会福祉協議会が中心となって提供していますが、さらに情報提供等を充実させていくことで、新たなボランティアの発掘や活動の幅が広がることが期待されます。



●一般市民のボランティア活動への参加状況と参加意向(アンケート調査)



① ボランティア活動の支援

■ボランティアセンターの機能強化と活動支援

社会福祉協議会では、市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成と支援、ネットワークづくりを推進するため、ボランティアセンターを開設しています。ボランティア活動に関する様々な相談への対応や情報の集発信をはじめ、資機材の貸出を行うなどの支援が行われています。今後、さらにボランティア活動の活性化が図られるように、ボランティアセンターの活動を支援します。

■ボランティア活動と受入体制の拡充

社会福祉協議会が行うボランティア活動の推進を支援しています。ボランティアを必要とする人とボランティア活動に意欲のある人をつなげられるように、ボランティア・市民活動センター運営委員会等において様々な住民活動の支援方策等を協議していきます。

■ボランティア情報等の提供

市民の支えあい・助けあい活動が広がるように、ボランティアやNPOの活動に関する情報提供を広報紙やホームページなどを活用して提供に努めます。

② ボランティアの育成

■ボランティア養成講座

社会福祉協議会を中心にボランティア養成講座を開催するなど、ボランティア育成が行われています。今後も、ボランティアコーディネーターを活用して、ニーズに応じた講座が開催できるように連携を図ります。また、より多くの方にボランティア活動のきっかけを提供できるよう、各種講座等の情報提供に努めます。

■ボランティア人材の育成

地域福祉の担い手となるボランティアの確保を引き続き行います。ボランティアの高齢化が懸念される中、幅広い世代の活動者の確保・定着に向けた取組みを支援します。また、学校や地域における福祉教育を推進する中で、障害のある人も地域福祉の担い手の発掘・育成に参加していただくように努めます。

■情報ボランティア人材の確保・育成

障害の種類や程度に対応できるように、ボランティアグループの協力を得て、コミュニケーション支援を担います。より多くの協力者を育成するため、社会福祉協議会を中心に、各種ボランティアグループと共に手話講座や朗読講座等を開催します。



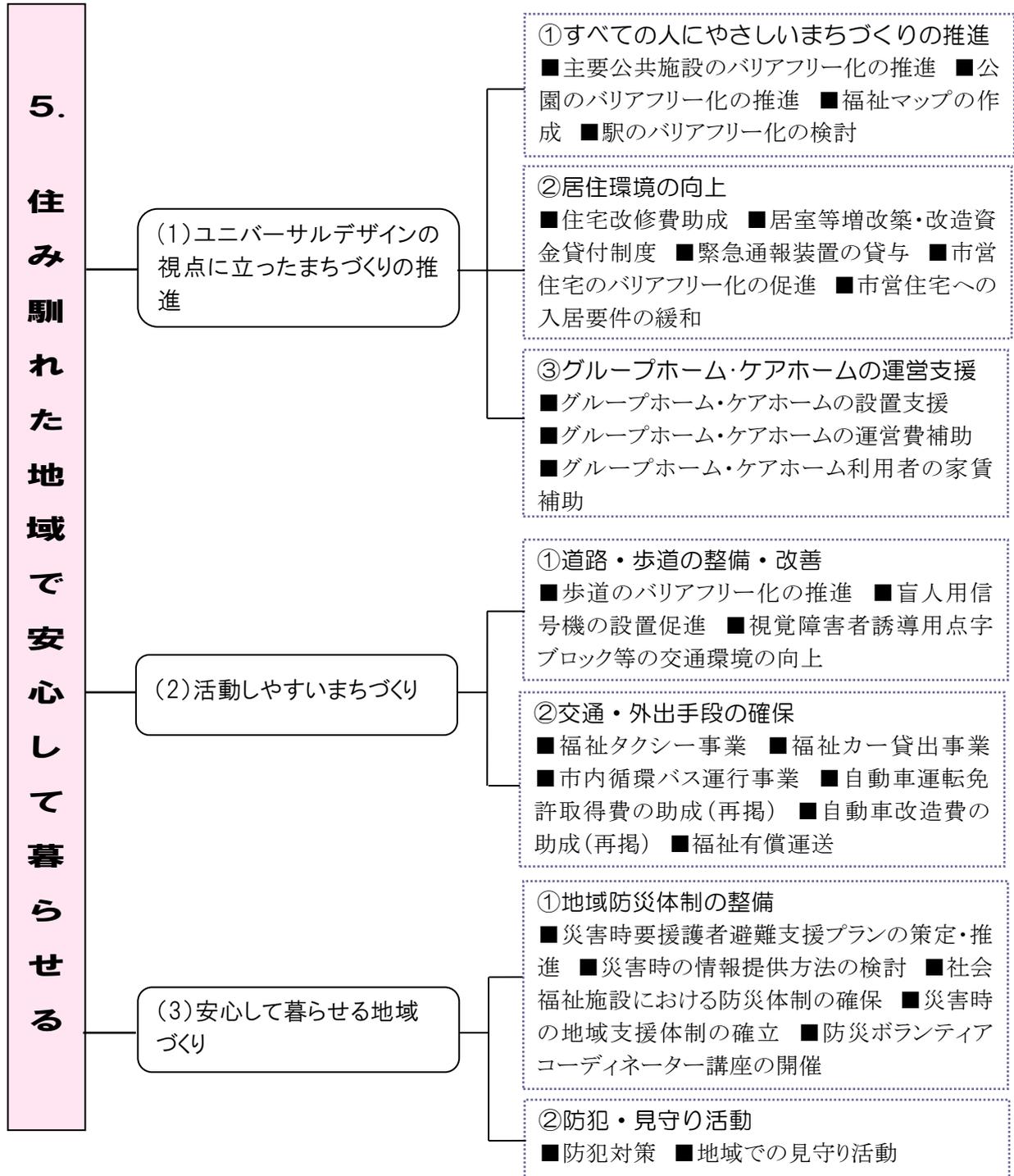
IV—5. 住み馴れた地域で安心して暮らせる

目標達成のための取組み方向

【基本目標】

【基本施策】

【施策・事業】



(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

現状・課題

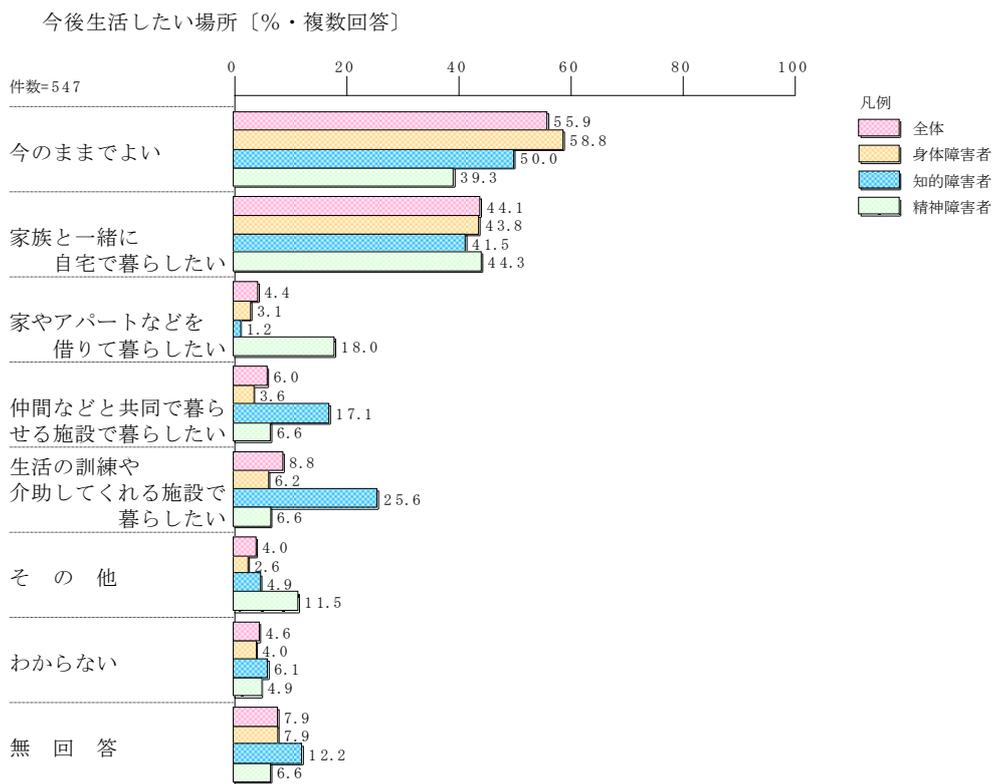
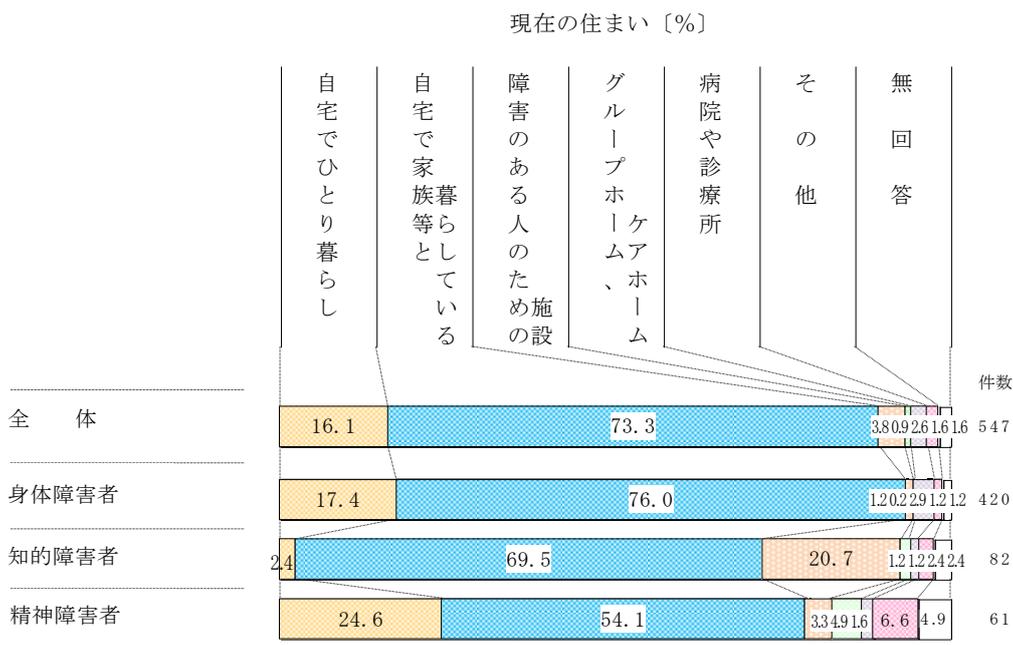
障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくりには、ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活環境の向上を図っていくことと、生活環境全般にわたり障害のある人への支援や配慮があることが基本です。

制度面では、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」が平成18年から施行されており、身体障害に限らず、知的・精神・発達障害などすべての障害に対象が拡大され、バリアフリー化の対象となる施設の拡大が図られています。これに基づき、東金市においては、市内の道路や公園、公共施設の段差解消・スロープ化、障害者用トイレ、手すりの設置などに努めており、市役所庁舎やふれあいセンターなど主要公共施設は、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めてきました。

主要公共施設等はバリアフリー化に努めているものの、アンケート調査のご意見の中には、「公共施設はバリアフリーになっているが、その周りの道路や駐車場が利用しにくい」という意見がみられます。既存施設では改善が必要な部分が残っているなど、整備が不十分な部分や障害に対する配慮が不足している箇所も見受けられます。一方で、バリアフリー化が進む中で、整備済みの施設や障害者用トイレがどこにあるのか障害のある人が知らない、または利用しにくいという課題がみられます。このようなことから、市内のバリアフリーの施設等を紹介している現行の福祉マップについて更新・見直しを検討し、情報提供に有効活用していく必要があります。

また、アンケート調査では、障害者手帳所持者のうち89.4%の回答者が「自宅で暮らしている（ひとり暮らし・家族等との同居の合計）」状況であり、今後も「今のままでよい」「家族と一緒に自宅で暮らしたい」という意向が強いことがうかがえます。また、在宅での暮らしを支える取組みのひとつとして、住宅改修の助成等を実施していますが、障害者手帳所持者の高齢化や介護者の高齢化が進んでおり、必要性が高まることが考えられます。あわせて、地域生活への移行が大きな目標となっている一方、「親の老後や親がいなくなること」を不安に感じている状況がみうけられ、知的障害者で多く回答がみられる状況です。現在は、市内にある2ヶ所のグループホームをはじめ主に圏域内のグループホーム等が利用されていますが、家族の高齢化により、グループホーム・ケアホームのニーズが高まるものと考えられます。

●現在の住まいと今後生活したい場所(アンケート調査)



●悩みや不安について「親の老後やいなくなること」の回答状況(アンケート調査)

(%)

全 体	104 件 (19.0)
身体障害者手帳	30 件 (7.1)
18 歳未満	2 件 (28.6)
18～64 歳	26 件 (16.0)
65 歳以上	2 件 (0.8)
療育手帳	54 件 (65.9)
18 歳未満	11 件 (78.6)
18～64 歳	42 件 (62.7)
65 歳以上	1 件 (100.0)
精神障害者保健福祉手帳	25 件 (41.0)
18～64 歳	23 件 (46.0)
65 歳以上	1 件 (10.0)
年齢無回答	1 件 (100.0)

基本施策／施策・事業

① すべての人にやさしいまちづくりの推進

■主要公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設のバリアフリー化については、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者、子ども連れなどの市民が利用しやすい施設となるように、必要性・緊急性を踏まえて引き続き整備、改善を促進します。

■公園のバリアフリー化の推進

公園施設の整備について、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を図り、障害のある人も利用しやすい公園づくり、施設の改修等を引き続き行います。

■福祉マップの作成

市内でスロープや車いすなどの福祉的配慮がされた建物等を紹介した福祉マップを配布しています。今後は県のバリアフリー情報等を活用し、障害のある人と協働して市内のバリアフリー情報の更新に努め、情報提供と啓発に努めます。

■駅のバリアフリー化の検討

東金駅においては、上下ホーム跨線橋へのエレベーター2基の設置、視覚障害者誘導用点字ブロックの敷設、多機能トイレの整備がされています。今後もJRと協議を行い、障害のある人にとっても使いやすい駅となるように努めます。

② 居住環境の向上

■住宅改修費助成

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、住宅の浴室、玄関、階段、便所、居室等を使いやすくするための改修をした場合に要する経費の一部について助成を行っています。居宅での生活を暮らしやすくするため、継続して実施します。

■居室等増改築・改造資金貸付制度

1～3級までの身体障害者手帳所持者又は最重度・重度の判定を受けた療育手帳所持者が、居住する居室や付帯設備を増改築・改造をする場合に資金の貸付を県社会福祉協議会が行っています。社会福祉協議会では、貸付に関する相談に対応しており、在宅での生活を快適に継続できるように、関係機関と連携しながら制度の周知を図ります。

■緊急通報装置の貸与

障害のある人等の日常生活上の不安感を解消し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、65歳未満の重度障害者のみで構成される世帯、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方に対し、緊急通報装置の貸与を行っています。今後も、安心して暮らせる支えとして継続して実施します。

■市営住宅のバリアフリー化の促進

市営住宅を建て替える場合には、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を図ることを基本として促進します。

■市営住宅への入居要件の緩和

障害のある人の市営住宅への入居について、収入条件や単身入居などの緩和措置を講じており、継続して実施して適切な利用に努めます。

③ グループホーム・ケアホームの運営支援

■グループホーム・ケアホームの設置支援

グループホーム・ケアホームの建設を予定する事業者について意見書の作成等を行い、設置を支援しています。また、グループホーム・ケアホームの他、県の知的障害者生活ホームや精神障害者ふれあいホームの制度があります。グループホーム等の確保については民設民営を基本として確保を図り、参入が促進されるように、事業者と連携してニーズ把握とグループホーム・ケアホームの提供体制づくりに努めます。

■グループホーム・ケアホームの運営費補助

障害のある人の地域生活への移行を促進するために、グループホーム・ケアホームを運営するものに対し、運営にかかる経費について補助金の交付を継続して実施します。

■グループホーム・ケアホーム利用者の家賃補助

グループホーム・ケアホームの利用者の家賃の一部について補助を行い、グループホーム・ケアホームでの生活を支援するため、実施に向けて取り組みます。



(2) 活動しやすいまちづくり

現状・課題

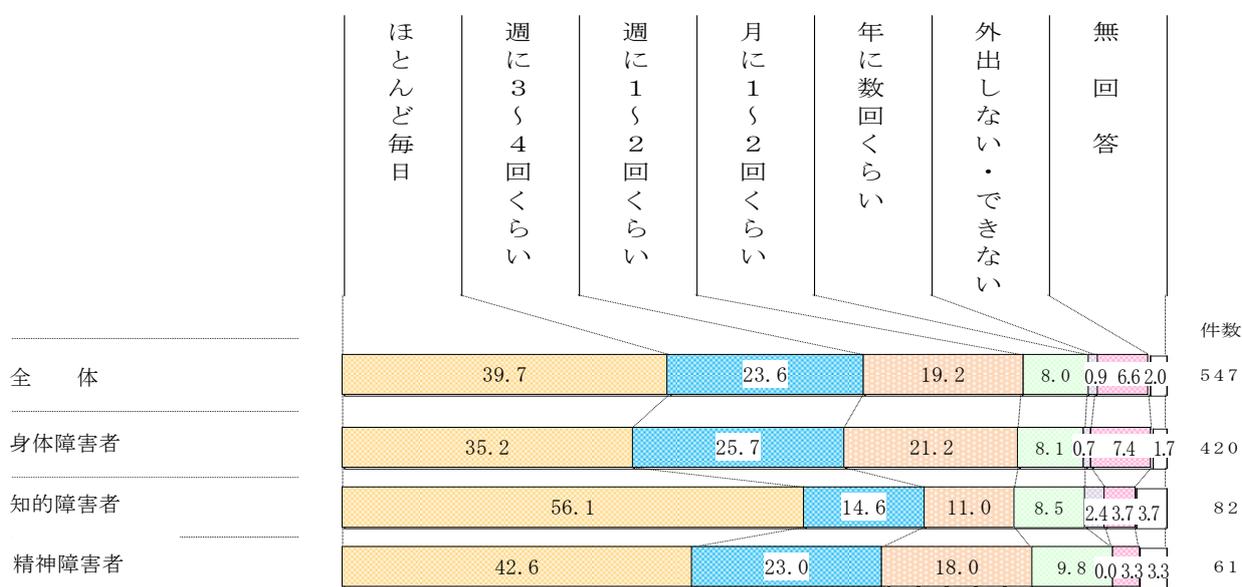
障害のある人が住み馴れた地域での暮らしを続けていくためには、活動しやすさが社会活動への参加や生活の質の向上を図る面でも重要な要素です。公共的な施設等の整備を行い、歩行空間や移動手段の利用しやすさを向上させていくことが重要です。

安全に通行できるように、歩道空間のバリアフリー化を進めるとともに、市街地では視覚障害者用の信号や誘導用ブロック等が設置されたり、障害者用駐車場の確保を進めてきました。また、障害のある人の外出を支える事業として、障害福祉サービスにおいて外出支援や自動車運転免許取得費の助成事業や自動車改造費の助成事業、福祉タクシー事業を実施しています。また、社会福祉協議会では福祉カーの貸出事業や、市民参加によるふれあい移動サービスを実施して外出をサポートしています。市内循環バスを運行しており、外出手段の一つとして利用されるように努めています。

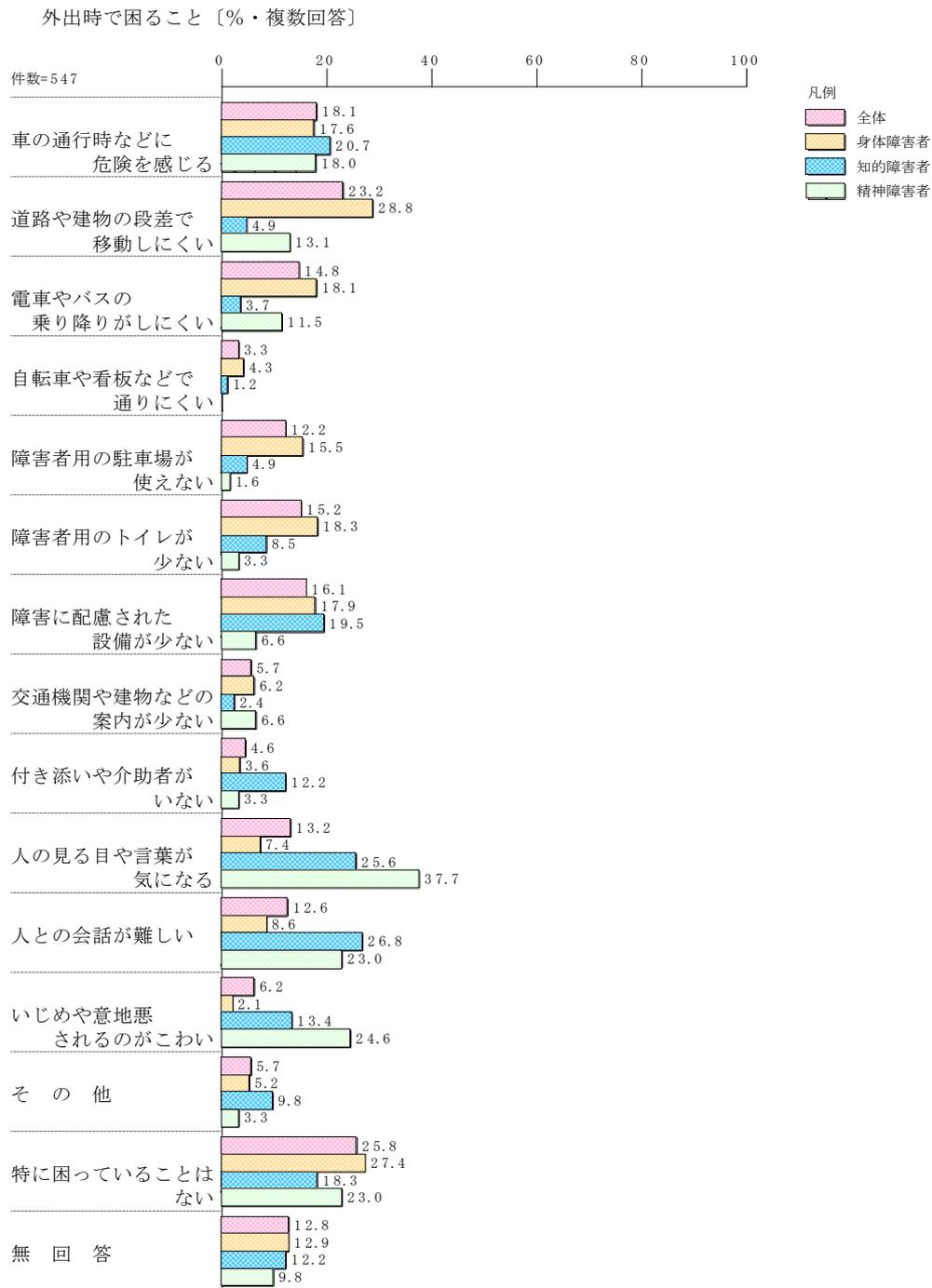
アンケート調査で外出状況をみると、「ほとんど毎日」が40%、「週に3～4回くらい」が24%で続いています。なかでも、知的障害者は外出頻度が高く、「ほとんど毎日」が56%に上ります。外出している回答者の外出時に困ることとしては「特に困っていることはない」が26%ですが、61%の回答者が困ることを回答しています。回答内容はやや分散しており、知的障害者及び精神障害者は、「人の見る目や言葉が気になる」、「人との会話が難しい」が多くみられ、精神障害者では「いじめや意地悪されるのがこわい」という回答もやや多くなっており、ハード面では障害の違いへの配慮や、施設と道路をつなぐ整備などが求められますし、意識面の課題も表れています。

●外出頻度(アンケート調査)

外出頻度〔%〕



●外出している回答者の外出時に困ること(アンケート調査)



① 道路・歩道の整備・改善

■歩道のバリアフリー化の推進

障害のある人が安全かつ快適に利用できるよう、歩道の幅員の確保や段差の解消等歩道の整備に取り組んでおり、必要性・緊急性を踏まえ計画的な整備に努めます。

■盲人用信号機の設置促進

盲人用信号機については、地域住民等との調整・要望等の把握・対応に努めており、今後も地域からのご意見等をいただきながら、設置に向けての調整と関係機関への要望を行います。

■視覚障害者誘導用点字ブロック等の交通環境の向上

ふれあいセンター、市役所本庁舎前には視覚障害者誘導用点字ブロックが整備されており、維持・管理に努めるとともに、施設への誘導等に配慮した点字ブロックの設置をするなど交通環境の向上に努めます。また、今後学校施設などを新設する場合は、千葉県福祉のまちづくり条例に基づいた整備に努めます。

② 交通・外出手段の確保

■福祉タクシー事業

第1種身体障害者、1・2級の身体障害者手帳所持者、3級の下肢又は体幹又は視覚障害者、精神保健福祉手帳1級所持者、重度の療育手帳所持者、要介護度4・5の方が、タクシーを利用する際の経済的負担の軽減を図るため助成金を給付しています。外出を支援する事業として継続して実施し、適切な利用を促進します。

■福祉カー貸出事業

社会福祉協議会では、障害のある人が積極的に外出できるように、車いす対応車両をはじめ、複数の福祉車両の貸出を行っています。今後も、在宅生活を支えるサービスとして、周知を図りながら継続して実施します。

■市内循環バス運行事業

交通空白区域の解消と公共施設等への交通手段を確保するため、市内循環バスの導入を図っており、運行経路や運行時間等の充実に向けて取り組んでいます。地域の特性や課題をとらえ、障害のある人の移動の利便性などについて検討しながら市全体の公共交通体系の構築を図ります。

■自動車運転免許取得費の助成(再掲)

就業等社会参加の促進を図るため、自動車運転免許を取得する場合に要する費用の一部を助成しており、継続して実施します。

■自動車改造費の助成(再掲)

就業等社会参加の促進を図るため、重度の肢体不自由者が自動車の運転操作をしやすくするための改造をする際の改造費の一部を助成しており、継続して実施します。

■福祉有償運送

社会福祉協議会では、単独で公共交通機関を使って移動できない障害のある人の外出をサポートするため、市民の参加と協力を得て福祉車両を使用した「ふれあい移動サービス」を行っています。今後も、在宅生活を支えるサービスとして、周知を図りながら継続して実施します。



(3) 安心して暮らせる地域づくり

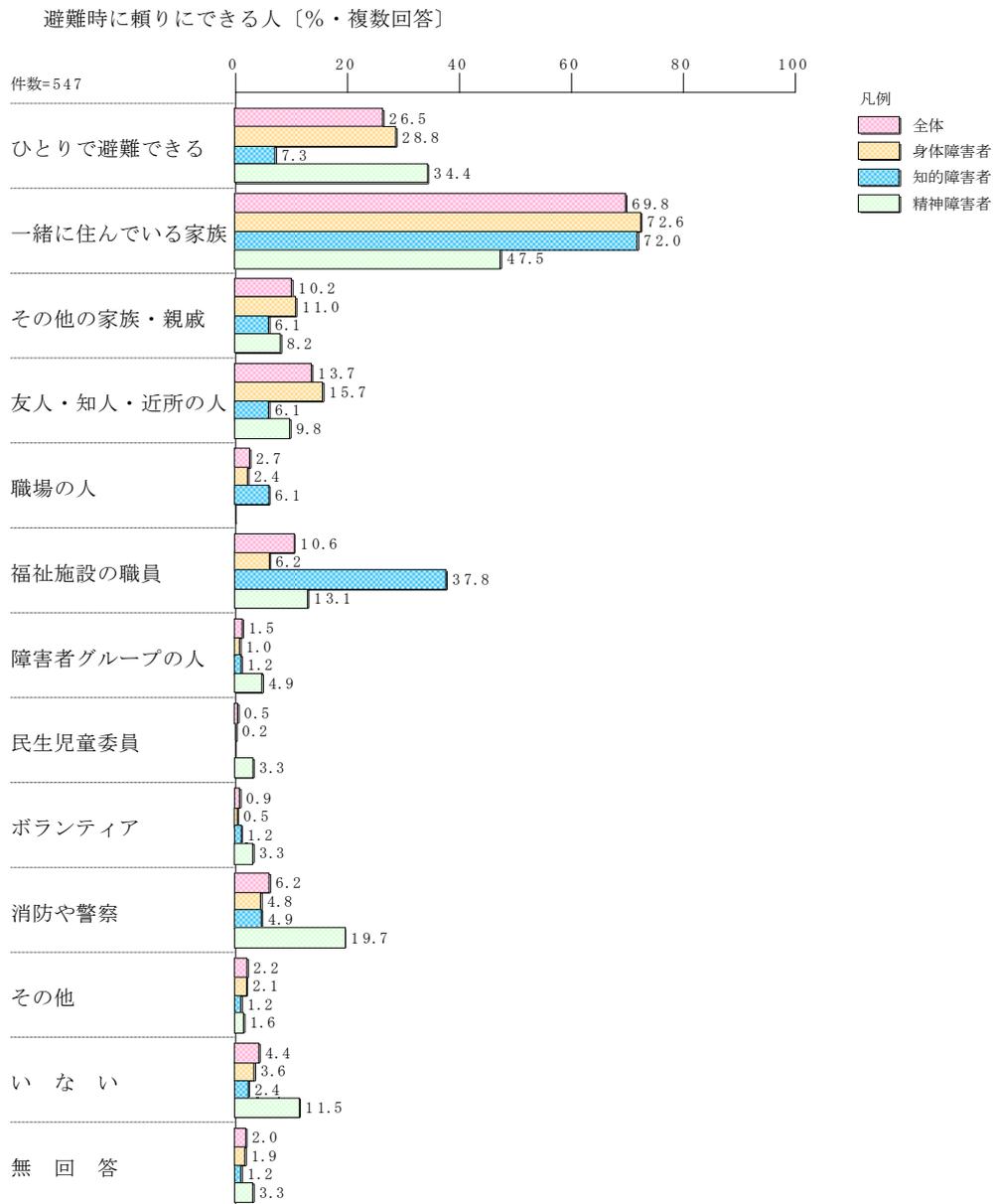
現状・課題

住み馴れた地域での暮らしを継続していくなかで、「安心・安全」は市民共通の願いであり、高齢者や障害のある人にとっては不安な部分であり、高齢者や障害のある人、子どもたちが災害や犯罪の被害にあう可能性は、高齢化や社会情勢の複雑化などを背景に高まっているともいわれています。そのような状況のなかで災害や被害から市民を守る対策が重要であり、身近な「地域」の存在・役割が再認識されています。

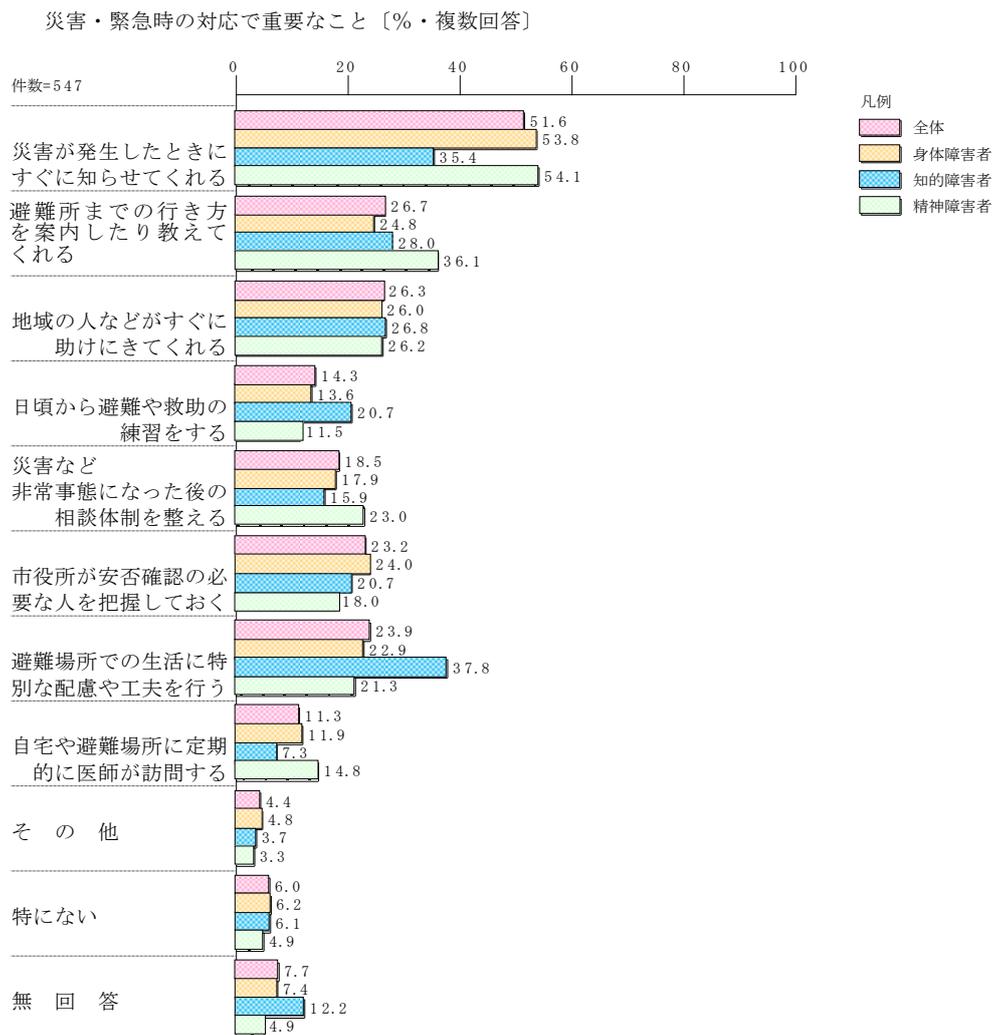
防災対策としては、近年の各種災害への対応に対し、高齢者や障害のある人等の災害時要援護者の支援の課題が明らかとなり、国の防災計画が見直され、平成 17 年には災害時要援護者の避難支援ガイドラインが策定され、これらを基に身近な地域での取組みが展開されてきました。東金市においても地域防災計画を適宜見直しながら、災害予防対策を推進しているところであり、さらに災害時に援護が必要な市民の支援体制づくりが課題となっています。

アンケート調査においては、家族で自宅に暮らす回答者が多かったことから、災害時に頼りにできる人は「一緒に住んでいる家族」が最も多く、全体では 70%となっています。次いで、身体障害者及び精神障害者は、「ひとりで避難できる」が 30%前後と高く、知的障害者は「福祉施設の職員」が 38%です。なお、「いない」は 4%となっています。頼りにできる人がいない割合は低いものの、高齢世帯の増加や核家族化が進んでいる面を配慮した対応が必要と考えられます。また、災害時・緊急時の対応で必要なこととして、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が最も多く、全体では 52%となっています。次いで「避難場所までの行き方を案内したり教えてくれる」が多く、特に精神障害者は 36%回答されています。また、知的障害者は「避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う」と「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が 36%前後で同程度となっており、障害の種類による違いにも配慮が必要であり、情報提供等を含めた災害時要援護者支援の体制づくりが課題であり、平素からの防災活動についても地域や各種団体と連携しながら取り組んでいくことが重要です。

●災害時に頼りにできる人(アンケート調査)



●災害・緊急時の対応で重要なこと(アンケート調査)



基本施策／施策・事業

① 地域防災体制の整備

■災害時要援護者避難支援プランの策定・推進

地域防災計画に基づき、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での災害時要援護者の避難体制づくりを確立するため、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定に取り組んでいます。災害時に支援が必要になる可能性の高い高齢者や障害のある人などは、災害時の避難等に対して不安をもっている状況を踏まえ、災害時における避難指示等の情報伝達、避難誘導など地域全体の災害時要援護者避難体制づくりを、市・地域住民・関係機関を関連づけて、個人情報保護に配慮しつつ取り組みます。

■災害時の情報提供方法の検討

災害時に、障害のある人にわかりやすい災害情報の提供方法について検討し、周知を図ります。

■社会福祉施設における防災体制の確保

地域防災計画に基づき、社会福祉施設などの管理者に対し、施設の耐震化や生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品などの備蓄を行うよう指導します。

■災害時の地域支援体制の確立

地域防災計画に基づき、地域住民などへの防災教育などを通じ、災害時における避難指示など情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での災害時要援護者に対する避難への支援体制づくりをめざします。地域住民への出前防災講座を開催するとともに、避難所で車いす等での使用が容易な洋式タイプの簡易トイレの確保を行います。

■防災ボランティアコーディネーター講座の開催

災害時に支援が必要な高齢者や障害のある人の避難等を支援する担い手の確保・育成と、自主防災組織のリーダー育成を図るため、講座の開催を検討します。

② 防犯・見守り活動

■防犯対策

犯罪の防止をめざし、啓発活動、見回り活動、安全で安心なまちづくり推進協議会の活動などが行われています。高齢者や障害のある人等をひったくりや振り込め詐欺などの被害から守るため、安全で安心なまちづくり推進協議会と協力しながら、見回り活動、防犯の知識の普及、情報の発信を行います。

■地域での見守り活動

身近な地域で声をかけあい、支えあい活動などの展開にむけて、民生児童委員、地区社会福祉協議会をはじめとする地域住民相互の活動が広がるように、策定予定の地域福祉計画・地域福祉活動計画に地域での見守り活動を位置づけるとともに、住民福祉座談会等で方策を検討して実践につなげます。